米国の規制改革及び競争政策に関する 日本国政府の要望事項

平成 19年 10月 18日

はじめに

日本国政府は、これまで、経済、社会全般にわたる構造改革に取り組んできたが、更なる経済成長を達成すべく、引き続き、改革に主体的かつ積極的に取り組んでいく所存である。

2001年6月30日の日米首脳会談において設立された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下での「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(「規制改革イニシアティブ」)の一年目から六年目までの対話は、日米両国の規制・制度面の調和を促進し、両国の経済関係を深化させ、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善等により、両国の経済成長に貢献してきた。

日本国政府は、世界経済の四割近くを占める日米両国の経済関係を更に深化させ、二大経済大国が対話と協力のモデルを示すことにより多角的自由貿易体制を強化すべく、「規制改革イニシアティブ」の下、米国政府との対話を継続する。これは、昨年6月29日の日米首脳会談の際に宣言された「新世紀の日米同盟」の経済面における協力を具体化する取組でもある。

「規制改革イニシアティブ」の下での七年目の対話を開始するにあたり、日本国政府は、 米国政府に対し、規制改革及び競争政策に関する要望を提出する。この要望は、日本の民間企業の意見も踏まえつつ、日米経済発展のために改善が必要であると考える米国の規制・制度をとりまとめたものである。

本要望に掲げる具体的な事項は以下のように大別することができる。

- (1)自由貿易の理念にそぐわない規制、公正な競争を阻害しかねない規制・措置の撤廃・ 改善を求めるもの。
- (2)物流や領事分野におけるセキュリティ対策のための規制強化が、日米間の円滑な通 商関係・人的交流を必要以上に阻害しないよう求めるもの。
- (3)米国で活動する日本企業の負担となっている州別の規制や国際基準にそぐわない規制を改善するよう求めるもの。

このうち、特に、WTO協定に整合的でない規制・制度は、多角的自由貿易体制の維持のために、米国が主体的に改善すべきである。

日本国政府は、本要望書を十分反映させる形で、米国政府の政策の改善や更なる規制改革及び競争政策の推進がなされるよう求めていく方針である。日本国政府は、双方向の対話の原則に基づく規制改革イニシアティブの下での米国政府との率直かつ建設的な対話が、日米経済関係の更なる強化及び深化に大きく資することを強く望む。

米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項

目 次

. ダンピング防止措置	1
.税関・流通	4
. 領事事項	9
. 投資関連規制	16
. 特許制度	17
. 政府調達	21
. 輸出関連規制	24
. 基準・規格	25
. 州別規制の統一化	28
. 域外適用	30
I.競争政策	32
. 司法制度・法律サービス	33
. 海運	35
. 金融	37
. 電気通信	40
. 情報技術	47
. 医療機器・医薬品	50

. ダンピング防止措置

ダンピング防止(AD)措置は、WTO協定に整合的な運用がなされている限りは貿易救済措置として正当であると考えられているが、一たびダンピング認定等に際し恣意的な判断がなされた場合、貿易や競争を不当に制限する可能性がある。さらにAD調査の開始そのものが外国企業の輸出意欲を阻害するおそれがある。

米国は世界有数の AD 措置使用国である。米国の AD 措置の中にはダンピング認定等に際し 恣意的な判断が見られるなど、現在、日本を含む多くの国から WTO 協定との非整合性が指摘 されているものがある。実際に日本製熱延鋼板への AD 措置など、WTO 紛争解決機関(DSB) において WTO 協定違反であると認定された例も存在する。

こうした観点から、日本国政府は、米国政府が AD 制度を保護主義的な目的で濫用することなく、WTO 協定に整合した形で慎重に運用することを求める。 個別の要望は以下のとおりである。

1.バード修正条項

A D税等による関税収入を A D措置等の提訴者及び提訴を支持した米国内生産者に分配するバード修正条項は、WT O協定違反が 2003 年 1 月に確定後、2006 年 2 月にようやく廃止されたが、経過規定の下、本年 10 月 1 日前までに米国に輸入された物品に対する AD 税等による関税収入は、引き続き同条項に基づき分配されることとなっている。これは、バード修正条項が形式的には廃止されたものの、実際にはその効力が継続しているということであり、従って、経過規定が終了した現時点においてもWT O協定違反の状態が引き続き継続しているということである。日本国政府は、米国政府が速やかに同条項に基づく分配を停止し、WT O協定違反の状態を解消するよう強く求める。

2.ゼロイング

米国政府は、AD手続において、対米輸出価格と輸出国の国内正常価格とを比較する際、輸出価格が正常価格より高い場合の価格差を「ゼロ」とみなし、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法(いわゆるゼロイング)を採ることにより、AD税率を不当に引き上げている。ゼロイングについては、日本国政府がWTOに申し立てたケースにおいて、本年1月、ゼロイングはAD手続全体を通じてWTO協定違反との上級委員会報告書が採択され、違反を是正すべき旨勧告が出されている。当該勧告の履行期限については、米国からの申し出に応じ、勧告採択から11か月後の本年12月24日に設定されたところであるが、WTO協定上、勧告の速やかな実施が原則であることに照らし、日本国政府としては、米国政府に対し、速やかに、ゼロイングの定期見直し、ひいてはゼロイングを廃止することを求める。

3 . A D調査時における「その他の企業」の取扱い

日本製熱延鋼板に対するAD措置については、2001年8月に米国のWTO協定違反が確定したが、必要とされる米国内法の改正が行われておらず、DSB勧告の未履行状態が続いている。すなわち、米国1930年関税法においては、「知りえた事実」を部分的に用いて算定したサンプル対象企業に係るダンピング・マージンを「その他の企業」のダンピング・マージン算出の際の基礎として除外しない旨規定されたままである。日本国政府は、本規定が今後新規のAD調査にも適用され得ることから、米国政府に対し、DSB勧告の実施が速やかに行われるよう当該規定を改正するよう求める。

|4 . AD措置のサンセット・レビュー

米国のサンセット・レビュー手続の実態は、その関連法令、施行規則、内規及び運用方法において、AD措置を「原則継続・例外撤廃」するというものであり、日本国政府としては、この米国のサンセット・レビュー手続はWTO協定と非整合的であると考えている。実際に、米国のAD措置の中には、5年を過ぎても失効せず、中には30年以上の長期間継続されている措置もある。また、措置継続を求める提訴者(米国内産業)側よりも、被提訴者(輸出者)側に重い挙証責任と負担が課せられ、継続を推進するような運用がなされている。さらに、自動車業界など米国内ユーザー産業もAD措置の継続を問題視している。このようなことから、AD措置の長期継続は、米国自身の利益にも反すると思われる。

日本国政府は、米国政府に対し、WTOドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉の下のADルール 交渉の進展如何にかかわらず、米国政府がAD措置を原則5年で廃止することを明確化し、また、 挙証責任は措置継続を求める側に置くように制度改正すること等を求めるとともに、米国政府 がAD税賦課継続の必要性についてWTOルールに従った適切なサンセット・レビューを行っ て厳密に審査し、長期間に亘るAD措置を早急に撤廃することを求める。

|5 . モデルマッチング|

米国政府は、ダンピング・マージン算定に際し、調査対象の輸出品及び輸出国における国内の同種の産品について、まず各製品特性別のモデル分類を行い、次に輸出された製品と「同一」又は「最も類似している」製品特性を持つ国内製品を特定している(いわゆるモデルマッチング)。これに関し、米国商務省は、ボールベアリングに関するAD措置のための第15回及び第16回(2003/04年)定期見直しにおいて、過去の調査において適用されてきた比較調査の項目を厳格に定めたモデルマッチング方法を、従来と比べて被提訴者が不利になるような方法へ、説得力のある理由もなく変更し、最終決定を行った。

新しいモデルマッチング方法では、「差異合計方式」という本来類似性のない製品同士の価格比較が行われ、国内価格と輸出価格との公正な比較が損なわれている。また、日本企業にと

って調査結果の予見可能性も損なわれ、従来の「ファミリー方式」では発生しないはずのダンピング・マージンが発生するという不当な結果が生じている。また、日本国政府は、第15回及び第16回定期見直しにおいて、新制度の適用以前の輸入取引にも新方式が遡及適用されたことを容認できない。

日本国政府及び日本企業は、このような事態を憂慮しており、これまで機会ある毎に、本件に関して米国政府に改善を求めてきたにも拘わらず、まったく改善が見られないことから、改めて、米国政府に対し、かかる手法の変更を撤回するよう強く求める。

6.「関連者」の定義

AD調査において、国内価格や構成輸出価格の計算の際に、輸出者の「関連者」についての 取扱が問題となる。米国のAD調査においては、輸出者が「関連者」を「支配」しているか否 かに関係なく、単に輸出者が5%以上の株式を所有していたり家族関係にあったりすることの みをもって「関連者」とみなし、原則として当該「関連者」全てに関するコスト等のデータ提 出を要求している。

特に、この場合の「関連者」が中小企業であり、電子情報管理が十分でない場合には、当該中小企業にとって、コスト等のデータを電子化して提出することは大きな負担となり、提出が不可能となることもある。また、輸出者にとっても、5%程度の株式を所有している関連者に対して、コスト等のデータ提出の協力を要求することも困難である。

日本国政府は、米国政府に対し、ある者が「関連者」であると認定する範囲を見直すととも に、要求するデータも真に必要なものに限定することにより、調査対象企業に過度の負担がか かる調査が行われないようにすることを求める。

.税関·流通

1.海事テロ対策

(1)米国向けコンテナ貨物100%検査要求

8月3日に成立した「9・11委員会勧告実施法」は、2012年7月までに原則全ての米国向 けコンテナ貨物について、外国港にて積載前に検査を実施することを要求する条項を含んでい る。日本国政府は、同条項は、その運用次第では、日本を含む世界から米国への物流を大きく 阻害しうるばかりか、世界の経済活動全体にも大きな影響を与えかねないと懸念している。

また、世界税関機構(WCO)で作成された、『国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」』では、貨物の100%検査ではなく、リスクの高い貨物の特定に基づいた 貨物検査の実施等を求めており、日本国政府としては、本件要求が、この「基準の枠組み」に おけるリスク管理に基づいた手法と整合的でないと考えている。

日本国政府は、テロ対策の重要性は十分理解しているが、円滑な物流を阻害しない形で実施することが重要と考えており、米国政府に対し、本件要求が円滑な物流を阻害しないことを確保するよう求める。

(2) C - T P A T

C - T P A T は、セキュリティ対策レベルの高い参加事業者に対し、検査回数の削減等の利益を与えているとされるが、日本の参加事業者の間では、いまだ目に見える形での利益が十分でないとの声がある。

したがって、日本国政府は、米国政府に対し、日本国政府との間で参加事業者に対する利益 をいかに改善するかにつき協議し、適切な方策をとるよう求める。

(3)マニフェスト船積24時間前提出規則

米国はテロ対策の一環として、2002年通商法施行に伴う貨物情報の事前かつ電子的提出に関する規則(以下「事前提出規則」とする)を実施し、対米輸出の国際海上コンテナ貨物については、そのマニフェストを船積24時間前までに米国税関に提出することを義務付けた。これにより、従来船積1日前程度に設定されていたコンテナヤードへのコンテナ搬入締切時刻が約48時間程度前倒しされ、著しく物流効率が低下しており、コンプライアンスの高い者も含め事業者に大きな負担が生じている。

さらに、米国ではいわゆる「10+2ルール」の導入が検討されており、これまでの事前貨物情報に加え、新たに輸入者に10項目、船社に2項目の事前情報提供が義務づけられるため、更にリードタイムが延びる可能性がある。

日本国政府は、米国政府に対し、上記のC-TPAT参加事業者の利益明確化の観点も考慮しつつ、日本国政府との間で本件ルールによる物流効率の低下をいかに改善するかにつき協議し、適切な方策をとるよう求める。

2.商品プロセス費(MPF)

外国から米国に商品が輸入される際、原則全ての商品に対し、「商品プロセス費 (MPF)」として、当該商品の価格の 0.21% (上限は 485 ドル) の手数料が課せられている。

WTO協定上、GATT2条2(c)により、譲許している関税とは別に手数料を課すことは認められているが、GATT8条1(a)において、「提供された役務の概算の費用にその額を限定しなければならない」とされている。この規定の解釈は、1988年に米国のMPF(当時は上限設定なし)がGATT違反とされたケースをはじめとして、判例上、「個別の商品の」手数料が、従価ベースで課される場合につき、税関手続にかかる概算の費用を超える範囲において、GATT違反であるとされている。

米国のMPFは、上限を設定しているとはいえ、従価の手数料であることから、商品価格に応じて手数料の額が高まり、場合によっては、「個別の商品の」税関手続にかかる費用を超える可能性があり、WTO協定との整合性に疑義を有する。

第6回報告書において、米国政府は、米国のMPFは提供された役務の概算の費用にその額を限定しており、日本国政府の要望に留意するとしているが、手数料が従価ベースで課される限り、MPFが「個別の商品の」税関手続にかかる費用を超える可能性は排除されず、WTO協定との整合性に疑義を生じる可能性は排除されない。

したがって、日本国政府は、米国政府に対し、MPFが実際に個別の商品の税関手続にかかる概算の費用を超えることのないよう、適切な形で制度を変更することを求める。

|3.パイオテロ対策

「2002 年公衆の健康安全保障及びバイオテロへの準備及び対策法 (バイオテロ法)」に基づき、米国政府は、「食品施設の登録」及び「輸入食品発送の事前通知」の 2 つの暫定最終規則案を公表し、2003 年 12 月以降これを運用してきている。

(1)日本国政府は、米国連邦食品医薬品局(FDA)が日本国政府のコメントも踏まえ、履行指針において、非商用差出人から非商用目的のために米国に輸入され又は輸入のために提供される食品については、FDA及び米国税関国境保護局(CBP)は、事前通知が行われていなくても基本的に規制措置をとらないこととしたことは歓迎している。

日本国政府は、今後制定される輸入食品発送の事前通知に関する最終規則においても引き続き、非商用差出人が非商用目的で発送する食品については、事前通知を義務づけない こと、また、食品小売店等が個人に代わって非商用目的で米国に食品を発送する場合は、 当該輸入品に非商用目的であることが明記されていれば、事前通知義務づけの対象外とすることをあらためて要望する。

(2)バイオテロ法の運用については、同法に関する情報提供が日本語で十分になされていない、同法に基づき食品輸出の事前通告を行う必要がある情報として期限直前にならなければ取得できないものがあり、結果として手続が可能な時間が非常に短時間に限られることとなる等の問題が指摘されている。第六回報告書において、在日米国大使館は、ウェブサイトにおける情報提供及び日本語による電話相談等の支援を約束したが、いまだ実施がなされていない。

ついては、日本国政府は、特に中小の食品製造業者や個人が、本件規則の最新状況や、実際の食品施設の登録や食品の発送に際して具体的にいかなる行動をとればよいのかについて日本語で照会できる窓口を早急に在日米国公館に設けること、また、今後起こりうる本件規則のあらゆる変更について、在日米国大使館のウェブサイト等を通じて遅滞なく日本の食品加工業者、日本郵便及び民間輸送業者並びに国民一般に広報することをあらためて求める。

4 . 米墨間の通関手続の迅速化

メキシコ・ティファナの工場地帯には、在米日系メーカーが工場を設立し、ティファナにおいて製造した製品を、米墨国境を通過して米国へと出荷している。しかし、メキシコ側から米国側への通関ゲート(オタイ第1ゲート)は、ゲート数が8つしかなく、常にいずれかの数ゲートは休止している状態である上に、通関処理手続も遅く、商用トラックの通関に30分から60分、ピークシーズン(9月~11月)には2~3時間を要すると報告されている。また、通関は24時間開庁しておらず、最長で13時間となっている。

このように米墨間の通関が円滑に行われていないことにより、ティファナにて製造を行っている在米日系メーカーにとって輸送費等のコストが増大している。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、オタイ第1ゲートの全8レーンの常時開庁又は 開庁時間の延長、通関処理の完全自動化、レーンの増設を含め、通関手続を円滑化・迅速化す るよう要望する。

5.酒類に関する規制

(1) しょうちゅうの消費場における販売許可

カリフォルニア州及びニューヨーク州において、ワインの販売を許可する消費場用販売免許をもって、ソジュという、アルコール分が 24 度を超えない農産品から製造された韓国の蒸留酒についても、消費場での飲用に供するための販売が許されているが、日本の蒸留酒であるし

ょうちゅうについては、ソジュと同様に穀物等から製造された酒類であるにもかかわらず、アルコール分が 24 度を超えないものであってもこれが許されていない。これは WTO の最恵国 待遇原則の観点からも懸念があり、日本国政府は、米国政府に対し、アルコール分が 24 度を超えないしょうちゅうについても、当該消費場用販売免許をもって消費場での飲用に供するための販売が許されることを求める。

なお、カリフォルニア州においては「ソジュ」と表記すればアルコール分 24 度を超えない 日本産しょうちゅうであっても当該消費場用販売免許による販売が可能になるとのことだが、 「ソジュ」とは韓国の酒類の名称であり、これを日本産しょうちゅうに付すことは、韓国産ソ ジュとの区別を不明確にし、しょうちゅうの商品特性や原産地に関して消費者に対して誤認を 与えかねないものであることから、本問題の解決にはならない。

日本政府は、カリフォルニア及びニューヨーク両州政府に対し本要望を伝達したところ、両 州政府から正式な回答を得ることはできたが、いずれの見解も、日本産しょうちゅうに対しソ ジュと同様の取り扱いを認める権限は、州政府に与えられていない、との回答であった。

そもそも州政府の規制がWTOに違反する場合には、1994年GATT第24条12において、 米国政府には州政府にガットを遵守させるために利用することのできる妥当な措置をとる義 務がある。したがって、米国政府として、カリフォルニア、ニューヨーク両州に対し、しょう ちゅうについても当該消費場用販売免許をもって消費場での飲用に供するための販売が許さ れるよう、働きかけることを改めて求める。

(2)蒸留酒容器の容量規制

連邦規則第27編第5部第45節及び同47a節における、米国の蒸留酒の容器の容量規制によると、蒸留者、精留者、輸入者、卸売業者、倉庫業者、瓶詰め業者を営む者は500mℓ、750mℓ、1ℓ、1.75ℓ等の定められた容量の容器入りの蒸留酒でなければ、販売、出荷、販売又は出荷のための配送、他の方法による国内又は外国貿易への導入、税関保管からの受け取り又は移出をできないこととされている。

当該規制により、日本において一般的な 720mℓ、1800mℓの容器入りのしょうちゅう等の酒類の米国への輸出が困難となっている。日本においてはこれらの容量の容器が一般的に利用されており、一部の企業を除けば、コスト面等の問題から、米国の規制に応じた容器を製造することは非常に困難な状況にある。

このため、日本国政府は、米国政府に対し、日本において一般的な 720ml、1800mlの容器 入りのしょうちゅう等の酒類の米国への輸出が可能となるよう、当該規制の撤廃もしくは何ら かの特別措置等を講ずることを求める。

また、第6回報告書において、米国政府からは、連邦規則第27編70.701(c)に基づき、利害関係者が嘆願書提出の手続を取れば、関連規則の改正も不可能ではない旨の回答を得たが、今後、本要望に関する嘆願書が提出された場合には、米国政府がこれを適切に処理するよう要望する。

(3)米国への輸入酒類の表示承認証明

連邦規則第 27 編第 4 部第 40 節、同第 5 部 51 節及び同第 7 部第 31 節によると、表示承認証明書(ATF form 5100.31)のない酒類は税関からの引取りができないこととされている。これらの規則により、例えば試飲のために提供することを目的とした酒類についても、これを米国内に持ち込む場合、事前に表示承認証明書を取得する必要があり、日本産酒類の米国におけるプロモーション活動を行う上で大きな障害となっている。

これに対し、第6回報告書において、米国政府からは、2007年3月29日付で、見本市用又は商用サンプル用を目的とする場合において、一定の条件を満たせば、表示承認証明書がなくても、免許を有する輸入者によるサンプル用酒類の輸入が許される旨の、酒類タバコ税貿易管理局通知「見本市あるいは販売促進又はその双方のためのサンプルの輸入」を発出した旨、また「本通知は改正ではなく、長期間行われていた実務を明確化したものに過ぎない」との報告を得た。

今後、当該通知に基づく措置が活用されることが予想されるが、これが、適切に執行される か否かについて、日本国政府はなお懸念を有している。ついては、サンプル用酒類が通関時に おいて適切に取扱われるよう、要望する。

. 領事事項

日米関係の深化とともに、多くの日本国民が米国へ渡航し、滞在している。これらすべての 人々が円滑に米国に入国し、米国での滞在を特段の支障なく過ごせるようにすることが緊密な 日米経済関係の基礎である。日本国政府は、不法な出入国・滞在を防止する必要性を認識しつ つ、米国政府に対し、手続の迅速化を含め合法的な人の移動や企業活動を阻害しないよう改善 措置をとることを求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1. 査証(ビザ)手続

(1)「ビザ免除プログラム近代化」条項

2007 年 8 月に成立した「9・11 委員会勧告実施法」第 711 条は、米国ビザ免除プログラムの適用条件の見直しを規定している。本件見直しについては、新たに導入される予定の電子渡航認証(ETA)システムや乗客情報の交換等についての詳細が判明していないため、日本が引き続きビザ免除プログラムの対象となるために何らかの措置等が必要となるのか、また、出入国手続等にどのような変化があるのかが不明確である。

また、本件見直しにより円滑な人の移動が阻害されるのではないかとの懸念がある。例えば、ETA システムによりビザ免除プログラムの下で渡航を拒否された者はビザを申請しなければならないとされているが、年間 400 万人以上の日本人が米国へ渡航している中、わずか数%の者がビザ免除による渡航を拒否されただけでも、ビザ申請が急増し、ビザ手続が逼迫してしまうことが懸念される。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、ビザ免除プログラムの適用条件見直しについて詳細な情報を提供するよう求める。また、本件見直しが円滑な人の移動を阻害しないことを確保するよう求める。

(2)ビザ更新手続の効率化

2004年7月16日以降、米国国務省でのビザ更新手続が中止されている。したがって、ビザ更新を希望する米国滞在者は、日本に帰国するか、あるいは第三国の米国在外公館に出向かなければならなくなった。中でも投資・貿易(E)ビザは第三国での更新が認められておらず、更新のためには必ず日本に帰国しなければならない。また、ビザ申請から交付までに要する時間が不明確・長時間であること等、ビザの円滑な更新を妨げる事情も存在している。この結果、在米日本企業は、駐在員及びその家族のビザ更新手続のための旅費、宿泊費等、多額の出費を強いられているほか、駐在員がビザ更新のために数週間帰国している間、その所属部署の業務が滞り、中には企業活動全体に支障が出てしまう例も見られる。また、ビザ更新のために米国

を離れる駐在員の子女の教育上の支障が懸念される。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 国務省における全てのビザ更新手続を再開すること。
- (b)(a)の措置を早急に採ることが困難な場合の措置として、E ビザの第三国での更新を即時に認めること。
- (c)日本、第三国のいずれでビザ手続を行うにせよ、手続に要する時間を短縮し、ビザ申請から交付までに要する期間を明確にする等、ビザ手続を効率化・円滑化すること。

(3)在日米国公館におけるビザ手続の改善

日本国政府は、米国政府が札幌総領事館に続き、2007年5月、福岡領事館において、月1度、限定的ながら非移民ビザの申請手続を開始したことを歓迎する。しかし現在も、日本において日常的にビザ申請手続を行うことができるのは東京の米国大使館、大阪・神戸及び沖縄の米国総領事館に限定されている。したがって、米国から帰国してビザ更新手続を行う在米駐在員にとっても希望する在日米国公館の予約が取れない場合には他の在日米国公館まで赴かざるを得ない等、コスト増の要因となっている。また、ビザ手続を行っている公館についても、手続を行うために長時間館外で並んで待たなければならず、申請者にとって大きな負担となっている。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、札幌・福岡での手続を継続・拡大すること、名 古屋領事館においてビザ申請手続を開始すること、及び、その他の公館においてビザ手続の時 間短縮に向けた努力をすることを求める。

(4)ビザ発給及び有効期限について

- (a) ビザ更新は日本国民にとって大きな負担となっている中、更新の需要自体を減らすという観点から、ビザの有効期間自体を長くすることが問題解決に資すると考えられる。 日本に赴任する企業内転勤の外国人に5年間有効なビザが発給されているのに対し、企業内転勤(L)ビザの有効期間が2年又は3年しかないことに鑑み、日本国政府は、米国政府に対し、相互主義の観点から、5年間有効の就労ビザを発給するよう求める。
- (b) L ビザについては最大 2 回、特殊技能職 (H-1b) ビザについては 1 回しか更新が認められていない。このため、企業は人材の長期的な活用ができず、継続的な事業の実施に支障が生じている。日本の企業内転勤ビザの更新については、このような更新回数の制限がないことに鑑み、日本国政府は、米国政府に対し、相互主義の観点から、これらのビザの更新可能な回数を増やすよう求める。

- (c)現在のビザの発給基準により、企業の米国への人材派遣だけでなく、派遣駐在員の子弟が通学する私立学校への教員の派遣にも支障を来していることに鑑み、日本国政府は、米国政府に対し、E ビザ発給に必要な職務経験期間を短縮し、一時就労(H)ビザの年間発給枠を拡大する等の改善措置を採るよう要望する。
- (d) グリーン・カードを所持している駐在員が、日本国籍の家族を伴って米国に赴任する場合、駐在員家族は当面、観光・訪問ビザを入手することしかできず、滞在に不便を来している。日本国政府は、米国政府に対し、帯同家族等の滞在のためにより便利なビザを設けるよう求める。
- (e) E ビザの申請の際、申請者の企業の社員名・役職名・給料が明記された組織図の提出が求められているが、申請者本人に関係のない個々人の氏名・給料の記載を義務づけることは、プライバシーの観点から問題がある。日本国政府は、米国政府に対し、提出書類の見直しを行うよう求める。

2. 運転免許証

(1) Real ID 法

2008 年より施行される Real ID 法は、連邦政府機関は同法の要件に従わない州で発給された 運転免許証を公的目的の身分証明書として受理してはならないと定めており、要件の一つとして「外国人に発給される運転免許証の有効期間は、定められた滞在期間のみとし、定められた滞在期間がない場合は一年とする」としている。本法により、各州で外国人に発給される運転免許証の有効期間が滞在許可期間に限られることとなれば、在留邦人はより頻繁な運転免許証の更新手続を強いられる。事実、同法の施行を待たずして、カリフォルニア州等多くの州で運転免許証の有効期間を滞在許可証(I-94)の有効期間に限定するよう規則が改められている。また、公的目的の身分証明書として運転免許証を使用できないことになれば、在留邦人は身分証明のために旅券を常時携帯しなければならなくなり、旅券の盗難や紛失の可能性、ひいては、その旅券が犯罪やテロに用いられる危険性が大いに高まる。

日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

- (a) 米国入国ビザのような有効期間の長い書類をもって「定められた滞在期間」の証拠書類とすること。また、運転免許証の有効期間を滞在許可証の期間に限定した州に対し、少なくとも合法的な滞在者に対しては、有効期間を延長するよう働きかけを行うこと。
- (b) 本法の有効期間の要件を満たさない州の運転免許証の取扱いについて、外国人が身分 証明手段として常時旅券を携帯せざるを得ないような事態を生じさせないよう、本法に

いう「公的目的」を明確かつ真に必要な範囲に限定すること。

(c) 具体的な影響が不明確であることによる在米邦人の懸念を払拭し、実施規則の制定が遅れることに伴う上記のような各州の運用上の混乱を緩和するため、上記の要望及び2007年5月に日本国政府が提出した実施規則案に対するコメントを考慮し、明確な実施規則を早期に制定すること。

(2)国際運転免許証の取扱いの改善

多くの州では、国際運転免許証の有効期間内であるにも関わらず、州内に住居を定めてから一定期日内に州免許の取得を義務づけ、あるいは短期間で国際運転免許証を失効させてしまう等、国際運転免許証による運転に対し制限を設けている。日本国政府は、米国政府に対し、米国も当事国となっている道路交通に関する条約の趣旨に基づき、日本の当局が交付した国際運転免許証により運転可能な期間を入国後1年間として取り扱うよう各州に働きかけることを求める。

(3) 各州の制度の改善

運転免許証の発行に関し、ミシガン州、イリノイ州、ミシシッピー州、カリフォルニア州等、 手続に必要な書類や、発行に要する日数、手続が可能な日数制限の面で在米邦人に多大な負担 を課している州がある。日本国政府は、米国政府に対し、過度の負担を課すことのないよう各 州に働きかけを行うことを求める。

また、以下の問題について各州に改善を働きかけるよう求める。

(a) ジョージア州における自動車運転免許証の没収

ジョージア州では、同州の運転免許証を取得する際、日本の運転免許証及び国際運転免許証を没収することが州法で定められており、没収された免許証は廃棄処分され、返還されない。このため、邦人が日本へ帰国する際、ジョージア州で改めて国際免許証を取得したり、日本の運転免許証の再交付を受けたりしなければならず、時間的、金銭的負担となっている。日本国政府は、米国政府に対し、以前のように没収した免許証を返還するよう同州に働きかけることを求める。

(b) マサチューセッツ州における実技試験時の同乗者同行義務

マサチューセッツ州では、州の規則により、運転免許証取得の際の実技試験において、同乗者(スポンサー)の同行を義務づけている。渡航後間もない時期に直ちに適当なスポンサーを見つけるのは難しい場合もあり、在米邦人の免許証取得に不都合が生じている。日本国政府は、米国政府に対し、当該規則の廃止、又は外国人にとって過度な負担とならないような規制の緩和を同州に働きかけるよう求める。

(c) ケンタッキー州における自動車運転免許証の取得・更新手続

ケンタッキー州では、外国人が運転免許証を取得・更新する際、まず地方運転免許事務所 に免許証取得・更新の許可を申請し、その許可を得た上で、巡回裁判所へ運転免許証の発行 を申請する必要があり、手続が煩雑である。日本国政府は、米国政府に対し、外国人運転免 許証の取得・更新手続を簡素化するよう同州に働きかけることを求める。

(d) ニューヨーク州における運転免許証の表記

ニューヨーク州では、外国人の運転免許証に運転免許証の有効期間とは別に滞在許可証 (I-94)の有効期間が記載されており、結果として運転免許証の有効期間をめぐり、どちらの期間が優先されるかで警察官によって取扱いが異なる事態が生じている。日本国政府は、米国政府に対し、有効期間の取扱いを統一させ、又は運転免許証の記載を改善するよう同州に働きかけることを求める。

3 . 出入国管理

(1) 入国審査手続の迅速化

米国の入国審査手続に際しては多大な時間を要する場合があり、例えば、米国・メキシコ間 国境の簡易出入国審査制度(SENTRI)でも米国入国までに要する時間が長くなる等の弊害が 生じている。日本国政府は、テロ対策や不正入国防止と、合法的な人の移動の円滑化を両立さ せる必要があることを認識しつつ、米国政府に対し、入国審査官の増員、入国審査窓口の増設、 SENTRI 参加者使用可能レーン数の拡大、処理能力の向上等、入国審査手続の更なる迅速化の ために必要な措置をとることを求める。

(2) 入国審査手続の一貫性

米国の入国審査手続に関しては、審査官により対応が異なる事例があり、企業・駐在員の精神的・物理的負担が重くなっている。例えば、企業内転勤の駐在員を多数抱える企業向けのブランケット L ビザの更新のために出国し再入国する際、入国審査官に必要書類を 2 部提出し、 1 部を審査官が保管し、もう 1 部は本人に返却されるべきであるのにかかわらず、本人に書類が返却されない事例が多く生じている。日本国政府は、米国政府に対し、制度に則った正しい手続が行われるよう、入国審査官に規制の内容を周知することを求める。

4 . 滞在許可証

(1) I-94 更新手続の迅速化

I-94の更新手続に数か月間と長期間を要しており、更新期間中は事実上出入国ができないため、在米邦人の事業活動に支障を来している。第六回報告書でも述べられているとおり、申請 1件につき1000ドルを支払うことで申請書類受理後15日以内に当局から申請結果を得られる「プレミアム・プロセス」を利用することも可能であるが、そのための費用負担は重い。日本国政府は、米国政府に対し、更新手続に要する時間の短縮化を引き続き求める。

(2) I-94 の有効期間の延長・自動更新

I-94 の有効期間は短く、特に E ビザ (有効期間 5 年)で入国する場合、I-94 の有効期間は最長 2 年しか認められない。このことに対し在米日本企業から、駐在員については第六回報告書で指摘されているとおり出張等で 2 年以内に出国する機会はあるものの、帯同家族についてはそうした機会が必ずしもなく、頻繁な更新が必要であり金銭的・時間的負担が大きいとの懸念が表明されている。日本国政府は、米国政府に対し、特に E ビザ所持者の I-94 の有効期間を延長すること、ビザの有効期間中は I-94 の自動更新を認めることを求める。

5. 社会保障番号

(1)社会保障番号取得期間の短縮化

米国社会保障庁(SSA)の各地出先機関においては、社会保障番号(SSN)の申請書類を受理した後、米国国土安全保障省のデータベースとオンラインで申請者の入国資格等を照合し、SSN の発給に問題がないことが確認されれば SSN を発給することとしている。SSA と国土安全保障省は、電子的追加照合プロセスの導入を含め、移民資格を確認する作業を迅速化する努力を継続してきていると承知しているが、現在でも SSN の発給には 1,2 か月程度を要しており、SSN が運転免許証の取得や銀行口座の開設等駐在員の赴任直後の現地生活の立ち上げに実態上必要とされていることから、在米駐在員が不便を強いられている。

日本国政府は、米国政府に対し、SSN の発給が速やかに行われるよう、必要な措置を講じることを求める。また、第六回報告書で言及された入国時登録プログラムの更なる対象拡大の検討状況を含め、米国政府が行っている作業を明らかにするよう要望する。

(2)駐在員家族への社会保障番号発給

駐在員の配偶者について、制度改正により就労許可を得ることなく SSN を取得することができるようになったが、制度改正自体が周知徹底されておらず、社会保険事務所によっては駐在員配偶者が SSN の発給申請をしたところ却下されるという事例があった。また、配偶者が SSN の発給申請をする際に提出することが求められる「婚姻証明書」の解釈について、日本戸籍の翻訳が代用として認められるのか運用が明確でなく、窓口によって取り扱いが異なるという事態が発生している。

日本国政府は、米国政府に対し、駐在員配偶者への SSN 発給について、必要となる書類を含め、制度を社会保険事務所窓口に周知徹底させ、統一的な制度の運用・取扱いが実施されることを確保するよう求める。

6 . 居住者証明書

米国における居住者証明書の発行には通常2,3か月と長時間を要する。このため、例えば、日米租税条約第22条に係る特典条項の適用を受けるために居住者証明書の提出が求められているが、証明書の取得が間に合わず、特典条項の適用が受けられない事例が生じており、在日企業と在米企業との円滑な取引関係を阻害する要因となるおそれもある。

日本国政府は、米国政府に対し、居住者証明書の発行を迅速化するよう求める。

投資関連規制

日米相互の投資を一層増加させることは、両国の経済関係を一層強化し、深化させることにつながる。最近、米国内では、外国による対米直接投資に関する規制を見直されたが、このような規制の変更が、日本を含む同盟国からの対米投資を阻害することのないよう確保することが重要である。

投資を促進する上で、投資受け入れ国は、投資前の規制を透明化し、内国民と同等の待遇を与えることが望まれるが、米国における投資環境を外国投資家の立場から見ると、国家安全保障を理由とする投資に関する規制は、透明性及び予見可能性が十分に確保されていない。原則禁止されていない投資対象が、当局の審査の対象となったり、また審査により投資が行えない、または変更を要求される事態になることは民間企業にとって大きな損失となる。したがって、外国投資家にとってわかりやすく、透明性・予見可能性の高い基準の導入が行われるべきである。

具体的な要望は以下の通りである。

1.エクソン・フロリオ条項

エクソン・フロリオ条項(1950年国防生産法第721条)は、国家安全保障を損なうおそれのある直接投資について審査し、大統領が必要と認める場合はそのような投資を制限するメカニズムである。日本国政府は、一般に、安全保障上の理由による規制の重要性については十分理解しているが、同条項については、(1)「国家安全保障」の概念の不明確性などによる投資家の予見可能性の欠如、(2)既に完了した投資についても調査対象となりうることによる法的安定性の欠如、(3)調査開始や大統領決定の理由が当事者にすら開示されないデュープロセスの欠如、などの点で懸念を有しており、本来の目的の程度を越えて、日本企業の投資活動を阻害するおそれがあることを憂慮している。政府による規制の透明性と予見可能性は、企業が投資を決定する際の大きな要素であると同時に、競争的な企業が公正な環境で活動を行うための条件である。

日本国政府は、第6回報告書において米国政府が日本の懸念に配慮する旨、また、外国からの投資を歓迎する開放的な経済システムを確約している旨述べたことは評価しているが、米国政府に対し、改めて今後の同条項の運用に当たっては、WTOルールとの整合性を確保することはもとより、対米外国投資委員会(CFIUS)への通知から大統領の決定に至るまでの過程における透明性及び公平性を最大限確保するための措置を講ずるよう求める。

また、本条項については、2007年7月に改正法が成立し、 審査基準の見直し(基幹インフラや基幹技術への影響等を追加)や 議会監視の強化(個別案件の審査結果を議会に通知)が行われたと承知しているが、我が国としては、今般の規制見直しが米国への投資に及ぼす影響を注視しており、法改正により、日本を含む同盟国からの対米投資を阻害するものとならないよう確保することを求める。

. 特許制度

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用する等、国際基準と比較して特異な制度を有している。外国の出願人が米国に出願する際には、その特異な制度に合わせて、自国に出願する場合とは異なる個別の対応をする必要があり、不要な追加的コストを負担している。これは、米国の出願人が外国に出願する際も同様となっている。日本国政府は、米国政府がこのような特異な制度を国際基準に合致させることが、米国及び外国の出願人にとって有益であると確信する。日本国政府は、このような観点から、これまでの対話において、先発明主義から先願主義への移行、早期公開制度の例外廃止等を米国政府に対して求めてきたが、未だ実現されていない。したがって、日本国政府は、これらの事項を実現するよう、米国政府に対して引き続き強く求める。

個別の要望は以下のとおりである。

|1.先発明主義、インターフェアレンス(抵触審査)|

米国が、特許制度上採用する先発明主義の下では、二者以上の者が別々に発明を行って各々 出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンスの手続が行われる。 特許出願人の立場からすると、(a) 先発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆される ことがあり得る点で確実性、予見性がないこと、(b) インターフェアレンス手続に長期間を 要するとともに多大の費用がかかること、(c) インターフェアレンスの過程で出願した発明 又は特許に含まれた技術情報が漏洩する危険性等の問題がある。

また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合(ダブル・パテント)には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複して特許権使用料を支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。

日本国政府は、国際的な特許制度調和の動きをも踏まえ、米国政府に対し、世界標準となっている「先願主義」へ早期に移行するよう求める。また、移行までの暫定的措置として、インターフェアレンスの手続の簡素化を引き続き求める。

|2. 例外を設けた早期公開制度

1999年11月に成立した米国の改正特許法によって導入された早期公開制度は、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けている。

申請により非公開にされた出願内容は、権利付与後に特許公報が発行されるまで他者に公開されないため、出願明細書に記載された発明と同一の内容について善意の第三者が重複して研究開発投資や事業化投資を行う可能性があり、事業損益の予見可能性の観点から問題が大きい。

また、特許審査が長期化した場合には、その間に開発技術を独自に実用化した第三者が、特 許申請中の発明に抵触する商品の市場規模を十分に拡大させた後に特許が成立する可能性が あり、莫大なライセンス料を請求されるといういわゆる「サブマリン特許」の問題が生じ得る。

日本国政府は、米国政府に対し、早期公開制度に設けられている例外規定を廃止し、係属していない出願、秘密指令下にある出願を除くすべての出願について、最先の出願日から18か月経過後に公開するという、日米包括経済協議の下で1994年に両国間で合意された内容の履行を引き続き強く求める。

3 . 再審査制度

米国は、特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けており、1999年11月に成立した特許法の改正により、従来の査定系再審査の選択肢として当事者系再審査の制度を導入した。また、2002年11月に成立した特許法の改正により、再審査制度がさらに改善された。

しかしながら、米国の再審査制度は、再審査請求の理由が刊行物記載の先行技術文献の存在 を理由とするものに限られ、日米合意事項である明細書の実施可能要件不備、明記要件不備を 理由とする再審査請求が認められていない。

日本国政府は、米国政府に対し、再審査制度において、米国特有の要件であるベストモード 要件を除く米国特許法112条のすべての要件不備を再審査請求の理由として認めることを引き 続き強く求める。

4 . 単一性を満たさないことによる分割要求

一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性(一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる)を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。

米国の単一性の判断基準は特許協力条約 (PCT) の規定よりも厳しく、PCT経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合がある。

複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備(特許請求の範囲の検討)を行うことは、実務的に困難である。

分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から 外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、原出願の特許発行前に分割出願する必 要がある。分割出願を行うことは出願人に再度の手間と出費を強いることとなり、大きな負担 増加である。

また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在することは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。

日本国政府は、米国政府に対し、単一性の要件を緩和することを引き続き求める。

5.後願排除効力に関する判例法理「ヒルマー・ドクトリン」及び言語差別規定

米国特許法では、第119条の規定により、パリ条約第4条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日から12か月以内になされた米国出願は、前記最先の外国出願日にされた米国出願と同一の効力を有するとされる。

しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマー・ドクトリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日までは遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。

また、米国特許法第102条(e)には、国際出願が米国を指定し、かつ、英語により国際公開された場合には、当該国際出願の後願排除効力は国際出願日から発生するが、英語以外の言語により国際公開された場合には、後願排除効力が生じないとする言語に依存した差別的取り扱いが規定されている。

日欧においては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有する。また、国際公開言語によって後願排除効力が異なるということもない。これに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。

他言語への翻訳を要する外国出願を行う者にとって、パリ条約第4条の優先権制度が与える12か月の猶予期間や国際出願における翻訳文提出までの猶予期間は準備等の都合上その意義が大きいにもかかわらず、ヒルマー・ドクトリンや第102条(e)による後願排除効力の制限は、パリ条約が規定する優先権制度やPCT制度の有効性を狭めることとなり、日本の出願人にとって不利益が大きい。

日本国政府は、米国政府に対し、ヒルマー・ドクトリンに基づく判例及び実務について、明 細書の記載事項全体が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するように改善することを引き続き求める。加えて、第102条(e)に基づく言語差別の撤廃を求める。

|6. 先行技術の情報開示義務の緩和

米国において、出願人は、特許が発行されるまで、自己の知る重要な先行技術文献情報の全てを米国特許商標庁に対して開示する義務を負う(IDS制度)、文献のリストと共に文献のコピーを提出する必要があるが、米国特許及び米国特許出願公開のコピーの提出は不要とされている。また、先行技術文献が英語以外の言語で書かれている場合には、「関連性についての簡潔な説明」の提出も必要とされている。さらに、侵害訴訟の過程において、特許出願審査過程における情報開示義務違反が認定された場合、全クレームについて特許権の権利行使不能という厳しい制裁が課される。

このため、米国に出願している日本の出願人は、その米国出願に対応する日本出願について 拒絶理由通知を受けて新たな先行技術文献を知った場合には、その都度、当該先行技術文献情報を米国特許商標庁に提出することが必要となる。また、各文献の「簡潔な説明」の提出のため翻訳費用等の多大な負担が発生している。

さらに、2006年7月に米国特許商標庁から提案されたIDS制度に関する規制改正案は、出願人に対し更なる負担を求めるものであるが、特に非英語文献に対しては、審査着手以前の提出であっても、文献の特徴部分の特定とクレームの構成との関連の説明が求められており、英語文献の場合よりも負担がはるかに大きくなっている。

よって、日本国政府は、米国政府に対し、これら情報開示義務に係る負担を軽減すべく「簡潔な説明」の提出を不要とする、既に米国特許商標庁が有している特許公報については出願人に提出を求めないようにする等の緩和措置を引き続き求める。また、2006年7月に公表されたIDS制度の規則改正案について、英語文献提出に比べ重くなっている非英語文献提出の負担を軽減することを要望する。

また、特許発行料を払った後に有力な先行技術が見つかった場合には、特許発行を辞退し再度審査を求める請願とその出願の継続審査請求をした上で、情報開示申告書を提出しなければならない。請願と継続審査請求については、費用的にも、時間的にも出願人の負担が大きい。

出願人が先行技術を発見した場合には、追加の費用や書類(再度審査を求める請願とその 出願の継続審査請求等)を要求されることなく、情報開示申告書の提出のみによって、当該 先行技術を踏まえた審査を受けられるように要望する。

7.植物特許

植物新品種に保護が認められるための「新規性」は、当該品種がある国で既に販売されていても、他国においてはその国での販売開始から4年(樹木及びぶどうについては6年)以内は認められることが植物新品種保護国際同盟(UPOV)条約において規定されており、日本の種苗法もこれに適合したものとなっている。

しかしながら、米国特許法は、塊茎植物を除いた無性繁殖性植物について、米国又は他国で特許を与えられるか若しくは刊行物記載(出願公表)された日、又は米国で一般に利用若しくは販売された日から1年以内のみ新規性を認めている。

米国特許法の下で新規性要件を満たすためには、米国で販売されていない場合でも出願公表された時点から1年以内に米国に出願しなければならないことから、日本企業は、将来米国で販売するかどうか不明確であっても、米国における新規性確保のため期限内に出願せざるを得ず、無用なコストが生じる状況となっている。

したがって、日本国政府は引き続き、米国政府に対し、米国特許法上の植物特許の新規性要件を、UPOV条約の規定に従い、当該品種がある国で販売されていても、米国で販売されていない場合は、他国での販売開始から4年(樹木及びぶどうについては6年)以内とするよう要望する。

.政府調達

連邦バイ・アメリカン法及び同趣旨のルールについては、日本国政府は、米国政府に対し継続して改善要望を行っているが、依然として同法が広範囲に適用されていることから、改めて 改善を求める。

日本国政府は、連邦政府機関の予算関連法において外国製品及びサービスの政府調達を制限する動きや、州レベルでの明示的な内外差別の規定等は、自由な貿易取引に与える影響に照らし懸念しており、政府調達における内外無差別の原則を確保する観点から、あらためて米国政府に対して、米国企業と外国企業に平等な事業機会を確保することを求める。特に、以下の法規制について改善を求める。

|1.安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法|

安全で責任のある柔軟かつ効率的な交通標準化法には、二種類のバイ・アメリカンの規律が 規定されている。一つには、連邦輸送局が大量輸送機器を購入するための連邦資金受領条件と して、米国製の鉄鋼などを対象に定めており、加えて、米国産鉄道車両となるための条件とし て全部品コスト中60%以上が米国製部品のコストでなくてはならないとの要件等を付してい る。具体的には、台車(車輪・車軸含む)、モーター、ブレーキ、エアコン、ドア、いすなど の全ての部品について、車両製造業者が下請け業者から購入する部品代金と、車両製造業者自 身の製造コストの合計の6割以上が米国製部品のコストである必要がある。

二つ目に、連邦高速道路局が高速道路計画のための連邦資金受領条件として、その調達対象 を米国産鉄鋼に限定する旨規定している。

第6回報告書で米国政府は、WTO政府調達協定(GPA)の米国附属書Iの付表2の注釈5に、「大量輸送及び高速道路プロジェクトのための連邦資金に関連した制限には適用されない」と記載されている旨報告している。しかしながら、日本国政府としては、上記の要件は自由貿易を阻害し、米国企業の効率的で最適な部品調達行動を阻害し、また、米国政府の調達コストの増大にもつながるものと考えるため、米国製品部品比率や調達対象の限定などバイ・アメリカンの規定撤廃を求める。

2 . 国防省調達規則

国防省調達規則では、欧州など我が国にとってのビジネス上の競合国が取り引きできるにもかかわらず、同種の産品が日本製を理由に調達先から排除されるケースがあることから、日本企業及び取引先である米国企業の間で混乱が生じており、第6回報告書において係る質問に対する一義的な窓口であるとされた国防省への関連部局への問い合わせでも明確な回答が得られないケースがあるとの報告を受けている。例えば、特殊金属等の調達において、原則として米国或いは幾つかの限定的な対象国で溶解された金属のみが対象とされている。日本を含む非対象国の産品であっても、コンポーネント化されている場合やごく少量の使用などの場合は、

調達対象になり得るとの規定はあるものの、その規定の基準が明確でないため、日本企業の事業活動の制約となっている。このようなことから、非対象国の産品でも国防省調達の対象になり得るとの規定の基準を明確にすることなどを含め、日本製品が対象国の製品と同様に取り扱われ、日本企業の活動を制約することのないよう適切な措置を講ずることを要望する。

3.米軍基地建設工事関連規制

現在の国防連邦調達規則補足(DFARS)等においては、米軍基地建設工事に関する日本の建設業の参入に当たって障壁となり得ると考えられる規定が見られる。在沖米海兵隊のグアム移転については、昨年5月に合意された日米安全保障協議委員会の文書「再編実施のための日米のロードマップ」において、日本がグアムにおける米軍基地関連施設の建設に関して相応の財政支援を行うことが確認されているところであり、当該建設工事への日本の建設関連企業の参入につき、日本国政府は、米国政府に対し以下の規制に関して適切な措置を求める。

(1)基地建設工事の入札評価における外国企業への差別

太平洋及びクワジェリン(Kwajalein)環礁における米領土或いはペルシャ湾に接する諸国における米軍基地における建設工事に関する契約 (military construction contracts) については、外国企業の入札価格が米企業の最低入札価格より 2 0 %低くない限り、米企業が受注すると規定されている(DFARS236.273)。本規定は対象となる建設工事における日本企業の受注を著しく困難にするものである。

日本が財政支援する在沖米海兵隊のグアムへの移転に係る建設工事については、軍事建設歳 出法に基づき連邦予算で行われる通常の米軍の建設工事 (military construction) とは異なる ことから、本規定は適用されないものと承知しているが、仮に適用の対象となる場合には早期 の是正措置を求める。

(2)米国製品購入規則

通常、米軍の基地工事等の契約においては、コントラクターの申請が認められない限り、原則的に全て米国産品の使用が義務づけられている(DFARS252.225-7001)。

このため、仮に日本の製品の品質、価格等が米国製品に比べて優れていても、コントラクターは、そうした製品の使用が認められず、効果的かつ効率的に基地工事を行う上での障害になる場合がある。また、日本企業にとっては、納期、品質等において情報等が限られる米本土の製品の使用が義務づけられているため、米本土企業情報の入手、見積もり等の確認、質の良い製品の確保等に余分な時間と労力を強いられており、その結果、入札の際に不利な扱いを受けている。

日本が財政支援する在沖米海兵隊のグアムへの移転に係る建設工事については、その規模から、連邦調達規則(FAR25.402)で規定されている、貿易協定法(Trade Agreement Act)に

よるバイ・アメリカン法の適用除外の対象となる建設工事契約額の下限額を超えることが想定され、よって同法は適用されないものと承知しているが、仮に適用の対象となる場合には早期に是正措置を求める。

(3)米国製品搬入のための米国船使用義務

米国防省の工事において、材料等を海上輸送する場合には、米船籍使用の制限を受けることとなるが(DFARS247.572)、グアムに就航可能な米国船籍の船の絶対数が限られているため、コスト高となる場合があり、また、米国企業に比べて実質的に選択肢が限定される日本企業にとって参入障壁となり、入札の際に不利な扱いを受けることとなる。

日本が財政支援する在沖米海兵隊のグアムへの移転に係る建設工事については、不要なコスト増を避けるとともに、日本企業(下請企業を含む)の参入障壁とならないよう、早期の是正措置を求める。

(4)履行保証、支払い保証義務

連邦調達規則は、連邦政府の発注する工事に対する契約履行保証と支払い保証のため、受注業者に対して、契約金額の100%を保証(ボンド)として積むことを義務づけている(FAR28.1)。また、契約に際しては、この保証を発行できる機関を、連邦財務省長官の承認を受けた機関としている。日本においては、通常100%の保証を求められることはなく、かつ、日本の保証機関が連邦財務省長官の承認を受けていないことから、日本企業の受注を著しく困難にするものである。

日本が財政支援する在沖米海兵隊のグアムへの移転に係る建設工事については、不要なコスト増を避けるとともに、日本企業の参入障壁とならないよう、早期の是正措置を求める。

4 . 連邦政府の事業への日本企業の参画機会の拡大

米国の国家産業安全保障プログラム(NISP)では、機密情報を扱う米国連邦政府の事業に日本企業が参加する場合、日本企業の米国子会社の役員の全てが米国市民でなければならない等、非常に厳格な要件が課せられているため、実質上、日本企業が連邦政府の事業に参加することは困難となっている。よって、日本企業が機密情報を扱う連邦政府の事業に参加する場合は、米国企業を経由することとなるが、この場合、提携している米国企業に対する教育や委託等の余分な費用が発生し、日本企業が政府事業への参加自体を諦めてしまっている。また、日本企業の製品・技術が米国企業の同種のものより優れている場合、米国政府は、本プログラムの要件が厳格なことにより、限られた予算の中でより性能の高い製品の調達の機会を損失することになる。

ついては、日本企業の米国子会社の連邦政府事業への参加について、過度に制約することのないよう、NISPに基づく役員要件の緩和等、適切な措置を講ずることを要望する。

. 輸出関連規制

1.輸出許可に係る迅速な手続及び透明性の確保

国務省の輸出許可が必要な米国製品の輸出に関しては、昨今、従来と比較して審査期間が長期化している。過去に申請・許可を受けた同じ製品・用途であっても、以前と異なるより詳細なデータの提出を要求される等、審査の基準は依然不明確である。

また、申請後数ヶ月間経っても審査の担当者が決定されない、申請後数ヶ月経ってから新たな資料を要求される等、審査が迅速に行われておらず、これにより、納入遅延等日本企業の活動に多大な影響を与えている。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、日米の緊密な関係に鑑み、日本企業への米国製品の輸出にかかる輸出許可に関し、審査期間を定める等制度の運用の透明性を高めるとともに、 審査期間の短縮を求める。

2 . 再輸出規制

日本は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、2002年の大量破壊兵器に係るキャッチ・オール規制の導入を含め、厳格な輸出管理制度を採用し、実施してきている。また、輸出管理の強化・維持には輸出相手国の協力も必要との観点から、アジア諸国を中心にアウトリーチ活動を積極的に実施するなど、地域における輸出管理体制強化を図ってきている。このように、日本は厳格な輸出管理を実施していることから、米国が日本からの再輸出について日本の輸入者(再輸出者)に対し、規制を行わなければならない根拠は乏しいと考えられる。日本国政府は、米国政府に対し、同規制の適用から日本の輸入者(再輸出者)を除外することを改めて求める。

また、日本の輸入者(再輸出者)にとっては、米国の輸出者から米国産品に関する十分な情報を得られないことにより、当該米国産品の再輸出に際して、規制品目の特定や規制の該非判定等が大きな負担になるとともに、健全な貿易取引が阻害されるという重大な問題を招いている。日本国政府は、第六回報告書において報告された米国政府による措置を歓迎してはいるが、米国政府に対し、米国輸出管理当局が許可(ライセンス)を付与する案件については、再輸出規制からの適用除外が困難な場合の当面の措置として、日本の輸入者(再輸出者)に輸出管理品目番号(ECCN)を含む品目情報の十分な提供を行うよう米国の輸出者に義務付けることを改めて求める。

加えて、第六回報告書において、米国政府は、「電子的な品目番号請求フォームに、同局(米国商務省産業安全保障局)のウェブサイトでECCNを公開することの可否を申請者に尋ねるための記入欄を追加するという可能性について検討を開始した。」と報告しているが、この進捗状況についての情報提供を要望する。

. 基準·規格

|1.メートル法の推進

メートル法は、国際標準化機構 (ISO) 等国際標準化機関における国際規格・基準の策定に 当たっての基準単位として採用されている。世界各国が国際単位であるメートル法の採用を進 めている中、米国は、メートル条約の締結国であるにもかかわらず、いまだにヤード・ポンド 法の単位を使用し続けており、これが、日常生活の不便のみならず、国際貿易上の障害となっ ている。

貿易の技術的障害に関する協定に関する委員会(TBT 委員会)においても国際標準の採用による国際貿易の技術的障害の低減が推奨されているところであり、TBT 協定の精神の遵守の観点からも、実際にメートル法の普及を促進するための措置が必要である。

以上を踏まえ、日本国政府は、第6回両国首脳への報告書にも報告されている米国商務省標準・技術研究所(NIST)による取組は歓迎するが、引き続き、米国政府に対し、米国における公共部門及び民間部門において、メートル法の採用を徹底させることを求める。

2 . コンテナ重量制限

日本を含む多くの国では、コンテナ輸送を行う際、国際標準化機構 (ISO) による国際貨物 コンテナの規格に基づき、コンテナの総重量を最大 30.48 トンまで認めている。

一方、米国は、連邦重量法により、積み荷あるいは積み荷が中に入れられて動くコンテナについての重量基準を制定しておらず、それらを含めた車両全体とそれに関連する車軸に係る重量についての基準を定めている。州間高速道路における最大総車体重量は、橋梁規格によってより軽い総車体重量が規定されているところを除いて、8万ポンド(36.3 トン)である。

この総車体重量 8 万ポンド (36.3 トン) から、(1) 牽引トラクターの重量 (平均 $9 \sim 12$ トン)、(2) コンテナトレーラーの重量 (平均 $4 \sim 6$ トン)、(3) コンテナ自体の重量 (平均 3 トン)を除けば、大凡のコンテナ積載重量が算出できるが、算出結果は約 $15 \sim 20$ トンであり、これは ISO 基準における最大のコンテナ積載重量 30.48 トンを $10 \sim 15$ トン($2.2 \sim 3.3$ 万ポンド)も下回るものである。

また、現行制度の下で、一部の州では重量超過物の移動に関する許可を各州政府から取得可能であることも第五回及び第六回報告書では紹介されているが、各州毎に規制の内容も異なり、許可も州毎に取得しなければないことから、輸送業者の負担は解消されていない。

日本国政府は、米国政府に対し、連邦重量法における重量規制が、ISO規格に基づく規定と 非整合的であり、それが、物流の効率性を阻害し、米国の輸送業者の配送遅延、輸送コスト増 大に伴う商品単価の上昇大等を招いていることを認識するとともに、車体重量に関する規制に ついて、総車体重量の上限を現行の8万ポンドから10万ポンド超に引き上げ、国際的な基準に 適合したものとするよう求める。また、連邦レベルにおける国際基準の受入れがなされるまで の間の暫定的な措置として、現在各州においてとられている重量超過物の移動に関する各州政府への認可手続が、連邦政府で一元的に取得できるようにするか、またはどこか1つの州で取得すれば地域内の他州にも適用できる地域許可(regional permission)の導入促進、規制値レベルに着目した州間輸送ルート情報や効率的に通行可能なルートの選択を容易にするデータベースの提供等、輸送業者の負担を軽減するための措置をとるよう要望する。

3 . 有機農産物の同等性審査について

日本は農林水産物輸出拡大計画を積極的に推進しており、有機農産物の海外市場、特に米国市場へのアクセスの向上は、優先事項の一つである。米国政府は米国内で有機として販売又は表示される農産物の生産、取扱及び表示を米国有機プログラムにより規制しており、米国市場にアクセスするには米国政府による有機農産物の日本農林規格(JAS規格)と米国有機プログラムの同等性承認が必要である。

日本国政府は、2002年1月にJAS規格の同等性承認の審査を要請し、2006年2月には要求された全ての資料を提出済みであるが、米国政府の検討は進展していない。他方、日本国政府は、2002年3月に米国有機プログラムとJAS規格の同等性を承認しており、米国産有機農産物には日本市場へのアクセスが可能となっている。相互主義の観点から、日本国政府は米国政府に対し、有機同等性を承認し、日本産有機農産物に平等なアクセス機会を提供するよう求める。

4 . 日本産温州みかんの輸出検疫条件の緩和について

日本産温州みかんの対米輸出については、日本にカンキツかいよう病(植物の病害の一種)が発生しているため、 無病地区の指定、 無病地区周囲に幅400mの緩衝地区の設置、 園地検査の実施、 果実表面にカンキツかいよう病菌がないことの確認テストの実施、 輸出 検査の実施及び 果実の表面殺菌などの厳しい検疫措置が課されている。

一方、米国フロリダ州においてもカンキッかいよう病が発生しており、米国政府は2006年8月、フロリダ州からのカンキッの生果実の移動規制に関する規則を施行した。米国政府が採用した移動規制の主な内容は、 園地検査の実施、 移動前検査の実施及び 果実の表面殺菌である。緩衝地区の設置や果実表面にカンキッかいよう病菌がないことの確認テストが含まれておらず、日本産温州みかんに対する規制に比べて弱い規制となっている。

従って、日本国政府は米国政府に対し、内外無差別の原則から、現行のフロリダ州産カンキッに対する規制と同水準の規制となるように、日本産温州みかんに適用している無病地区の指定、緩衝地区の設置及び果実表面にカンキッかいよう病菌がないことの確認テスト、の要件を撤廃するように求める。

|5.牛海綿状脳症対策(飼料規制、サーベイランス)|

米国食品医薬品局は、30 ヶ月齢以上の牛の脳及び脊髄など牛海綿状脳症(BSE)に関する高リスク原料について、全ての動物に対する飼料としての使用を禁止することを内容とする飼料規制改正案を2005年10月4日に公表したが、現時点で本改正案は実行に移されていない。

また、米国農務省は、BSE サーベイランスを 2004 年 6 月から検査頭数を拡大するなど強化 して実施してきたが、サーベイランスの結果を踏まえ、昨年 8 月、強化サーベイランスから新 たな継続サーベイランスに移行した。

一方、日本の食品安全委員会においては、2005 年 12 月の米国産牛肉等に係る食品健康影響 評価の結論への付帯事項として、

米国及びカナダでの BSE の暴露・増幅を止めるには、BSE プリオンの感染性の 99.4 %を 占める SRM (特定危険部位)の利用の禁止が必須である。牛飼料への禁止のみならず、交 差汚染の可能性のある、他の動物の飼料への利用も禁止する必要がある。

米国及びカナダにおける BSE の汚染状況を正確に把握し、適切な管理対応を行うためには、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要である。管理対応がある程度効果を示し、流行が不連続で地域的な偏りや散発的な状況になった場合には、最低限、高リスク牛の全てを対象とした継続的なサーベイランスが必要であると考えられる。

との指摘がなされている。

サーベイランスについては、その後、食品安全委員会により昨年 12 月に公表された「米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解」において、「サンプル数そのものは少なくなるから といって一概に問題であるとは言えないと考える。」とされているものの、上記付帯事項の趣旨を踏まえれば、今後も十分なサーベイランスが実施されることが必要である。

また、本年 5 月、国際獣疫事務局(OIE)により米国の BSE ステータスが「管理された BSE リスクの国」と認定されたが、OIE 科学委員会からは、米国に対して動物用飼料からの SRM 除去の必要性について助言されていることに加え、このステータスを維持するためには、サーベイランスポイントの蓄積を維持することが要件の一つとされている。

日本国政府は、米国政府に対し、食品安全委員会やOIE科学委員会からの指摘も考慮しつつ 飼料規制の強化及び十分なBSEサーベイランスを継続するよう求める。

. 州別規制の統一化

米国においては、環境等の基準に関する各州の規制内容が異なること、また、建設業、保険業等に関する事業許可が州毎に行われていることにより、企業の米国内における円滑な事業展開に支障をきたしている例が見られる。

日本国政府は、企業が各州の規制に応じ異なる措置を講じたり、州毎に事業許可を得たりしなければならないという現状が、効率的な事業活動を阻害しコスト高や供給できるサービスの制限に繋がり、米国経済にとってもマイナスとなりうることに鑑み、州別の規制の調和を図ること等を要望する。

日本国政府は、この問題に関し、特に下記分野について要望する。

1.環境規制

環境に関する市民の関心の高まりもあり、米国各州で環境に関する規制が強化されつつある。 人の健康と環境の保護を目的とした環境規制の強化は理解するものであるが、米国では、各州がそれぞれまちまちの対応方法及び速度で規制強化を進めているため、日米双方の企業が全米又は複数州にまたがる事業活動を行う際に大きな負担となっている。さらに、今後、現在以上に多数の州で程度・内容において異なる環境関連規制が導入される場合には、販売しようとしている製品が販売地域のすべての州の関連規制を満たしているかどうかを確認することは、特に外国企業にとっては極めて困難になる。

ついては、各州の廃電子機器のリサイクル関連法、水銀規制関連法、エネルギー効率規制関連法、有害物質表示規制関連法に見られるような州毎の規制について、連邦法の制定などにより統一化するよう要望する。これが困難な場合、企業に非効率的な対応が強いられないよう連邦政府による改善措置を求める。日本国政府は、6年目の両国首脳への報告書において報告された、EPAによるウェブサイトでの各州の規制情報へのアクセスの提供等の取組を歓迎するが、企業が自ら各州のウェブサイトにアクセスし、多様な規制内容を全て把握し迅速に対応することは依然として困難となっていることから、米国政府に対し、連邦レベルで各州規制の調和に向けた各州向けの指針を発出すること、又は、個々の工業製品について各州でいかなる基準を満たす必要があるか、規制の対象範囲、施行日等についての情報を分かりやすく取りまとめること、シングルウィンドウを設置すること、製造業者向けの履行ガイドラインを作成すること等の対応を求める。

また、6年目の両国首脳への報告書において、米国政府は、「州レベルの環境規制の比較を容易にする一元的なポータルサイトを作るという日本国政府の要請にもとづき、EPAのウェブサイトを通じて州レベルの規制へのアクセスを向上させることの可能性を引き続き検討している。」と報告しているが、この進捗状況についての情報提供を要望する。

2 . 州別の建設業許可の調和等

米国では建設業者は州毎に営業許可を取得し、州によっては建設業者登録をする必要があるが、許可取得や登録に必要な要件が各州で異なるため、複数の州で営業しようとする者にとっては、円滑な事業活動や新規事業開拓の障害になっている。第六回報告書において、米国政府は米国州建設業者許可団体協会(NASCLA)が2007年末までに全国建設業者許可試験を利用可能とする取組について言及しているが、第五回報告書において2006年末までに試験を実施することとしたのに対しスケジュールが遅れていることから早期の実現を期待する。

したがって、日本国政府は、米国政府に対し、NASCLAによる本試験の早期かつ適切な実施や、許可手続の迅速化に資するデータベースの早急な作成を促進するための措置や支援等を行うよう求める。また、ある州で取得した営業許可は他の州においても有効なものと認めたり、連邦レベルで各州の許可手続の調和に向けた各州向けの指針を発出したりするなど、手続及び実質的な要件の両面において州別規制の調和・統一化を図るよう求める。

3.保険州別規制の調和

州別の保険事業の規制にかかる問題は、XIV.1.(1)に別掲。

4 . コンテナ重量制限

州別のコンテナ重量制限にかかる問題は、VIII.2.に別掲。

X.域外適用

1.制裁法

米国の制裁法に基づく一方的な制裁措置は、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になり得るのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。さらには、個々の制裁法の運用においても、公平性、透明性及び予見可能性が確保されていない。これらの観点から、日本国政府は、規制改革イニシアティブを含むあらゆる機会を捉えて米国政府に改善を求めてきたが、これまで米国側より十分な対応は得られていない。

日本国政府は、米国政府に対し、以下の制裁法について、WTO協定を含む国際法との整合性を確保しつつ慎重に運用するよう求める。特に、第三国の企業に対するこれら制裁法の適用を差し控えるよう求める。

(1) イラン制裁法

日本国政府は、国連安保理決議に基づき外国為替及び外国貿易法によりイランの核活動等に関与する者に対する資産凍結等の措置を実施しているが、他方で、米国のイラン制裁法については、実際に発動されれば同法が定める制裁措置が一般国際法上許容されない国内法の域外適用について問題となる可能性があり、また、米国当局による制裁対象者向けの輸出許可発行の禁止、制裁対象者からの政府調達の禁止等の措置はWTO諸協定との整合性、すなわち、GATT第11条並びにWTO政府調達協定第3条及び第8条といった規定に違反する可能性があり、また、GATT第20条及び第21条、WTO政府調達協定第23条といった例外規定にも該当しない可能性があることから懸念している。

特に近時、米国連邦議会下院でイランへの制裁免除に関する大統領の裁量権を廃止することを盛り込んだイラン拡散対抗法案(H.R.1400)等、イランへの制裁を強化する法案が可決されており、一般国際法上許容されない域外適用の可能性が高まっていることを強く懸念している。米国政府は、第六回報告書において、同法の適用の免除につき、対象者の国籍による区別はないことを報告しているが、日本国政府は米国政府に対し、これまで、現実に外国企業による多数の対イラン投資活動が現時点までイラン制裁法の適用を受けていない中で、今後日本企業にもイラン制裁法を適用しないことを強く求めるとともに、米国政府がその旨を更に明確にすることを求める。

(2)ヘルムズ・バートン法(キューバ制裁法)

ヘルムズ・バートン法について、日本国政府は、同法が一般国際法上許容されない米国内 法の域外適用となるおそれがあることから懸念を有している。米国政府は、第六回報告書で も述べられているとおり、本法の実施停止期間を6か月ごとに延長してきているが、日本国 政府は、米国政府に対し、国連総会においても、同法に対する懸念が圧倒的多数の加盟国の 支持によって決議されている事実を十分認識し、引き続き実施停止を継続するよう求める。

(3)地方レベルの制裁法

日本国政府は、カリフォルニア州アラメダ郡等、対象国と取引関係を有する企業からの政府 調達を制限する制裁規定を設ける地方レベルの制裁法について、一般国際法と整合的でないと 懸念している。日本国政府は、米国政府に対し、第六回報告書にも述べられているとおり、 地方レベルでの制裁の取組が連邦政府の外交政策を支持するものとなることを確保し、これ らの制裁法が廃止又は執行停止されるよう州及び地方行政府に働きかけを行うことを求める。

XI. 競争政策

競争政策の積極的な促進は,事業者による市場への新規参入や創意を促進し,効率的な経済環境を構築するものである。近年の世界経済のグローバル化の進展において,米国における競争政策の更なる促進は,日米両国の経済の活性化や企業及び消費者に様々な利益をもたらすものである。

日本国政府は,第六回報告書において報告されているように、反トラスト近代化委員会が、2007年4月、適用除外制度を含む反トラスト法の見直しに関する報告書及び勧告を議会及び大統領に提出したことや国際カルテルの摘発をはじめとする執行活動等,米国政府によって競争政策が積極的に展開されていることを承知しているが,米国政府に対し,とりわけ適用除外制度の見直しにつき更なる取組を引き続き要望する。

具体的要望は以下のとおりである。

1.反トラスト法適用除外制度

日本国政府は,米国政府に対し,競争政策を積極的に促進する観点から,現存する連邦反トラスト法の適用に関する制限及び除外に係る適切な対象範囲について,2007年4月の反トラスト近代委員会の勧告を踏まえ,見直し及び意見表明を行い,かつ,存在に合理性のない制度については廃止するよう求める。

また,日本国政府は,米国政府に対し,州レベルでの反トラスト法適用除外制度についても, その見直しのための協力を積極的に進めるよう求める。

さらに,こうした一連の作業に係る公表文書を,日本国政府にとって入手可能にするととも に,これらの作業に関する進捗状況についての説明を求める。

XII. 司法制度・法律サービス

国際的な通商及び人的交流の深化に伴い、法律サービスの国際化も進展しているが、米国の司法制度の中には、国際標準に比べて、企業に過度の負担を強いるものがあり、また、米国の外国弁護士受入制度には、いまだ不十分な点が見られる。こうした点に関し、日本国政府は、規制改革イニシアティブの下、米国政府と対話を行ってきたが、いまだ進展は不十分であり、引き続き改善を求める。

具体的な要望は以下のとおりである。

1.製造物責任法、懲罰的損害賠償、陪審制、及び証拠開示制度

日本国政府は、これまでの対話において、賠償額の制限や時効期間の短縮等による製造物責任の緩和、懲罰的損害賠償請求が認められる範囲の合理的な制限、企業活動に関する複雑かつ専門的な訴訟を陪審の例外とすること、及び証拠開示の範囲の合理的な制限を、米国政府に対して要望してきたが、十分な進展が見られていない。

日本国政府は、企業が不合理な訴訟の結果、過度又は不当な負担・責任を強いられることがないことを確保する観点から、かかる米国の司法制度に関し、連邦レベルでの立法を含めた改善措置を取ることを米国政府に対して引き続き求める。

2.法律サービス

<u>(1)外国弁護士の受入れ</u>

(a) 外国弁護士受入制度の全州への拡大

米国において、外国弁護士受入制度を設けている管轄地は、平成 19 年 1 月に外国弁護士受入れに関する新たな規則を設けたニューハンプシャー州を含め 26 の州及びコロンビア特別区に過ぎず、その他の州においては、外国弁護士が開業することが許されていない。米国政府の説明によれば、外国弁護士受入制度を設けている上記 27 管轄地の法律サービス市場の収入は、米国における全法律サービス市場の収入の約 85%となるという。しかし、日本においては、外国法事務弁護士は日本全国で活動することができ、法律サービス市場の 100%に当たる部分を開放している。日本国政府は、米国法律家協会(ABA)が外国弁護士受入制度のモデル規則を全州で導入することを目標として活動していること、及び 2006 年 8 月の最高裁判所判事会議の決議等、外国弁護士受入州の拡大に向けた動きを歓迎するが、外国弁護士受入制度を全州に拡大するため、米国政府の積極的な行動を引き続き求める。

(b) 外国弁護士の受入要件としての職務経験期間

外国弁護士受入制度を設けている管轄地における受入要件としての職務経験期間に関して、

ABA は、2006 年8月にモデル規則の改正を行い、申請直前要件を廃止し、受入要件としての職務経験期間を5年として、さらに、第三国を含むいずれの国における職務経験であっても構わないものとした。日本国政府は、米国におけるこのような改善に向けた動きを歓迎するが、なお多くの州において職務経験期間に関する問題が解決されておらず、米国政府に対し、以下の事項の実現に向けて努力するよう引き続き求める。

(i) 職務経験期間の短縮

外国弁護士受入制度を設けている管轄地において、コロンビア特別区を除くすべての州が一定期間の職務経験があることを受入要件としており、多くの州ではその期間を5年以上としている。日本の外国弁護士受入制度では受入要件としての職務経験期間は、米国の要望により既に9年も前に5年から3年に短縮されており、米国すべての州において、これを3年に短縮するよう求める。

(ii) 申請直前要件の廃止

外国弁護士受入制度を設けている州において、確認されている限りでは、受入要件としての職務経験期間には申請直前の職務経験の期間のみが算入できることとされている。かかる直近要件は、日本の外国弁護士受入制度では課されておらず、米国のすべての州において、改正モデル規則に基づき、受入要件としての職務経験期間に算入できる職務経験の期間を申請直前のものに限定しないよう求める。

(iii)第三国における職務経験期間の算入

外国弁護士受入制度を設けている州において、確認されている限りでは、受入要件としての職務経験期間に第三国における職務経験の期間の算入を認めているのは、テキサス州、ニューヨーク州及びインディアナ州の3州に過ぎない。日本の外国弁護士受入制度では第三国における職務経験の期間の算入を認めており、米国のすべての州において、改正モデル規則に基づき、第三国における職務経験期間を算入可能とするよう求める。

(2)外国弁護士による裁判外紛争解決(ADR)手続に関する規制

外国弁護士又は外国リーガルコンサルタント (FLC)による ADR 手続 (仲裁手続を含む。以下同じ。)の主宰及び代理に関しては、各州がどのような規制を行っているかが明確に確認できないため、外国弁護士又は FLC が活動するに当たって支障が生じている。よって、日本国政府は、米国政府に対し、これら ADR 手続の規制内容を明らかにすることを引き続き求める。

XIII.海運

1 . 1920 年商船法に基づく制裁措置及び日本の港湾事情に関する報告要求

1920 年商船法第 19 条(1)(a)により、外航海運に影響を与える規則を策定する権限が、米国連邦海事委員会 (FMC)に対して与えられている。

FMC は、1997 年 9 月に日本の船社に対し、一方的制裁措置を発動し、1999 年 5 月に撤回したものの、引き続き日米船社に対して日本の港湾の状況を FMC に報告するよう要求している。当該制裁措置の根拠となった FMC の規則は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであった。同規則は 1999 年 5 月に撤廃されたが、同条約への違反を認識した上での撤廃ではないことから、同様の一方的制裁措置が FMC によって再び行われるとの懸念が依然として払拭されていない。ついては、米国政府に対し、連邦政府として、FMC に対する働きかけを強化する等により、このような一方的制裁措置が今後行われることがないよう確保することを強く求める。

また、FMC は、同規則の撤廃後、日本船社及び米国関係船社に対し、日本の港湾事情の改善状況について引き続き報告を求めており、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法の改正をはじめとする日本の港湾事情の改善の成果が現れているにもかかわらず、2001 年8月には、新たな指令により、報告の記載事項を増やすとともに、対象となる船社の範囲を拡大した。当該指令は、直接日本船社に日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するもので船社にとって不当かつ過大な負担となっている上に、今後FMCによる一方的な制裁措置を再び課すための情報収集ではないかとの懸念を有している。

第六回報告書において米国政府は、「日本の港湾状況及びその前向きな進展についての情報を得るために、日本国政府と引き続き協議及び情報交換を行う。そして、日本の港湾状況につきFMCに対し、随時報告する」こととしているが、かかる説明は日本船社に対して報告を求める義務づけの合理的根拠とはならない。

以上のことから、日本国政府としては、米国政府に対し、報告の根拠となる指令を撤回するよう強く求める。

2 . 1998年外航海運改革法による運賃設定への介入

1998年外航海運改革法により修正された 1920年商船法第 19条(1)(b)には、日本を含む外国海運企業と米国海運企業を差別し、その運賃設定のあり方等について一方的な規制を可能とする規定が含まれている。そもそも運賃設定のあり方は、商業ベースの自由な海運活動の基本であり、FMC が一方的にその規制を行うことは、自由な海運活動への介入及び外国海運企業のみに対する差別的介入にほかならないと考える。

1998 年同法の改正によりことさら運賃設定のあり方に対する介入が明文化されたことにつ

いて、米国政府は、第六回報告書において、「米国貿易における輸送業社の差別的で不公正な競争慣行に対応するために、単にFMCの既存の権限を明確にしたもの」と述べているが、本来商業ベースで設定される運賃に対する極めて例外的な措置であるべき本規制が真に必要な理由や同規制が正しく行使されることの制度的担保の有無が不明瞭なままであり、市場の実情を無視した一方的な規制がなされる懸念が強く残る。従って、米国政府に対し、今後 FMC が市場の実情を無視して日本を含む外国海運企業による商業的海運活動を一方的に規制することのないよう確保することを求める。

3.新運航補助制度の廃止

毎年1億ドルを超える運航補助を10年間にわたって実施するという新運航補助制度(MSP)は、2005年10月以降も10年間延長され、かつ、補助金額及び対象隻数の拡大がなされている。この巨額の補助金の投入が、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲することは明らかである。同補助は、国家安全保障対策の一環であるとの説明をこれまで受けてきたが、補助金額等の合理的説明はなく、実質上国家安全保障の名の下での運航費補助となっているのではないかとの疑念は解消されてはいないことから、日本国政府は、米国政府に対し、同制度の廃止を求める。

また、仮に廃止が困難である場合には、日本国政府は、米国政府に対し、以下の2点を求める。

- (1) 同制度の運用において、その適用を安全保障上、真に必要な徴用の場合に限る等、 国際海運市場における自由かつ公正な競争条件への歪曲効果を最小限にする方策を 可及的速やかに採ること。
- (2) 第六回報告書において米国政府が確認した、MSP補助対象船舶リスト及びMSPのいか なる変更に係る日本国政府への情報提供を、着実かつ遅滞なく実施すること。

|4.アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置の撤廃|

商船貨物であるアラスカ原油の輸出について、米国籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置は、内国民待遇の原則に反する保護主義的性格が強いものであり、交渉期間中は新たな保護主義的措置を導入しないとする 1994 年の WTO 海運継続交渉に関する閣僚決定にも反するものである。

第六回報告書において、米国政府は、貨物留保等の措置が国際海運市場における自由かつ公正な競争を阻害するおそれがあるとの日本国政府の意見に留意したとしつつも、貨物留保法が適用される貨物が米国の対外貿易全体の1%未満である旨述べているが、それはこの競争阻害的措置を正当化する理由にはならない。したがって、日本国政府は、米国政府に対し、各種貨物留保措置の撤廃を引き続き求める。

XIV. 金融

日本国政府は、緊密なる日米経済関係をさらに発展させていくために、金融サービス分野に 関して、米国における日本の金融サービス提供者の市場アクセスを改善し、両国間の経済活動 を一層促進していくことが重要であると認識している。

金融サービス分野については、財務金融対話や保険協議を含めた各種協議を通じて、米国政府との議論を継続してきているが、米国には、依然として、日本の金融サービス提供者が活動する上での障害となる規制が複数存在している。日本国政府は、米国政府に対し、それらの規制の緩和および撤廃を求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1.保険関連規制

(1) 州別規制の調和・統一又は連邦監督制度への移行

米国では、保険事業の監督・規制が各州によって異なるため、複数の州で保険事業を行う場合、州毎に免許を取得する必要があるほか、保険商品や料率の認可申請や重要事項の届出を複数州のすべてにおいて行う必要がある。

この結果、保険会社は、事業を米国で行うにあたり免許や認可を受けるため、各州法に基づく各州個別の審査に服することを余儀なくされている。また、州によっては、認可申請に係る行政手続が遅延している事例も見られ、保険会社の円滑な業務運営に支障をきたし、時宜を得た顧客への対応を阻害する要因となっている。

このような実情を踏まえ、これまで本イニシアティブの 4 年目から 6 年目の対話において、手続及び実質的要件の両面において米国における保険事業の州別規制の調和・統一化の実現を要望してきた。また、当該問題の解決のため、全米保険長官会議(NAIC)のみならず、連邦政府からも現行制度の改善のための積極的働きかけを行い、各州における改善状況について、適時適切に日本国政府に情報提供するよう要望してきたところである。

しかし、残念ながら、各州の免許・認可申請手続は未だ不統一であり、州別規制の調和・ 統一が図られていない。

一方で、日本国政府は、米国内においても米国商工会議所をはじめ、米国保険協会(AIA)や 米国生命保険協会(ACLI)などの米国保険団体等から現行の州別規制の問題点を指摘する声が あり、連邦議会(上下両院)においても選択式連邦監督制度(Optional Federal Charter)の 導入を提唱している全米保険法案(National Insurance Act of 2007)を推進する動きがあると 承知している。

こうした動きを踏まえ、日本国政府は、米国政府に対し、NAIC と協力して以下を行うよう求める。

- (a) 米国における保険事業の州別規制の調和・統一を実効的に推進すること又は選択的連邦 監督制度を導入すること。(例えば、州別規制を調和・統一する場合、ある州で免許・認可 を受ければ、他の州においても、同様の業務を行うことができるような措置を含む。)
- (b) 州別規制の実効的な調和・統一又は連邦監督制度への移行を推進する役割を担い、各州保険当局に積極的に働きかけ、改革実現のための具体的なスケジュールを日本国政府に提示すること。
- (c) 州別規制の調和・統一又は連邦監督制度への移行の過程の透明性を確保するため、その 進展に関する情報を日本国政府に適時適切に提供すること。

(2)再保険引き受けにおける担保要件の撤廃

米国の保険制度では、外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、外国保険会社に対し、担保として責任額の 100%に相当する額の信託勘定を米国内に置くこと、又は米国の出再保険会社に信用状を提出することを要求している。これは、米国における再保険ビジネスにおいて、外国保険会社に対して不当に過大なコストを課す制度である。なお、本件については、再保険会社の信用度に応じて担保額を定める制度の導入が NAIC を中心に議論されていると認識しているが、議論に進展は見られない。再保険市場という極めて国際化が進む市場において、日本や EU 諸国においては、米国保険会社を含む外国保険会社に担保要件を課しておらず、先進国において米国のみがこのような取り扱いを行っているものと承知している。

以上を踏まえ、日本国政府は、米国政府に対し、NAIC と協力して以下を行うよう求める。

- (a) 日本の保険会社が差別的な扱いを受けることのないよう外国保険会社に不当に過大なコストを課す当該担保要件の制度を撤廃または担保要件を緩和すること。
- (b) 現行の担保要件の見直しを行うに当たっては、その実施に向けた具体的なスケジュールを提示するとともに、当該改定後の制度によっても、日本の保険会社が差別的な扱いを受けることのないよう配慮すること。また、検討過程における透明性を確保するため、その過程に関する情報を、適時適切に日本国政府に提供すること。

<u>(3)財産信託義務の廃止</u>

米国の州別保険規制制度では、財産信託義務が外国保険会社の在米支店に課されている。これは、外国保険会社の支店に対して、純負債を上回る資産(州監督当局への預託金と銀行等への信託財産から構成されるもの)を米国内の銀行又は信託会社に維持することを義務付けるものである。

当該義務により、外国保険会社の支店は保有する資産の大部分を拘束されるため、機動的な 資産運用が阻害され、投資収益機会を逸することとなる。これは外国保険会社の支店に州内保 険会社よりも高い負担を強いる内外差別的な規制であり、我が国においてはこのように外国保 険会社が国内保険会社よりも不利な条件を課せられる内外差別的な規制は存在しない。

以上を踏まえ、日本国政府は、引続き米国政府に対し、NAIC と協力して内外差別的な財産 信託義務制度を廃止するよう求める。

|2.サムライ債のペーパーレス化に伴う課税問題

国際機関、外国政府あるいは外国企業が日本において発行する円建て債券であるサムライ 債は、円建て資金を調達する米国企業および日本の投資家にとってメリットが高いものであり、 サムライ債市場が健全に発展することが望ましい。

サムライ債は、これまですべて非記名債券として発行されていたことから、米国税務上、サムライ債の利子に対する米国発行企業の源泉徴収義務は免除されていた。一方、2006 年 1 月より、日本の振替制度においてサムライ債をペーパーレスで管理することが可能となったが、当該振替制度で管理される債券については、米国税務上、記名債券として取り扱われるとともに米国発行企業に源泉徴収義務が課せられることが明らかとなった。そして、米国発行企業が源泉徴収義務を免除されるためには、サムライ債の権利者が非米国人であることの証明書を受領する必要があることなどから、サムライ債の米国発行企業及びサムライ債を管理する金融機関等において、証明書の授受など源泉徴収関連事務の負担が強く懸念されることとなり、サムライ債の新規発行がストップする事態に至った。

これを受け、日本国政府は、米国政府に対し、米国企業が発行し日本の振替制度において管理されるサムライ債に、米国財務省規則に定める米国外向け記名債券に関するルール(FTRO制度)を適用することにより、米国発行企業が所要の報告義務を履行することにより源泉徴収義務を免除されることを求めてきた。これに対し、米国政府は、2006年10月にガイダンスを公表し、2006年末までに一定の要件の下で発行された非記名債券は、償還まで非記名債券として取り扱うとする一方、2007年1月1日以後2年間に発行されかつ償還が発行日から10年以内に行われる債券を除き、FTRO制度を適用しないこととする規則を制定するつもりであるとした。

しかし、このような FTRO 制度の適用に対する制約は、サムライ債市場関係者のニーズに応えるものではなく、サムライ債市場の健全な発展を維持・促進する上で支障となるおそれがある。したがって、日本国政府は米国政府に対し、上記の制約についてサムライ債市場関係者のニーズが十分に反映された緩和措置がとられるよう求める。

XV. 電気通信

電気通信分野においては、ネットワークのブロードバンド化・IP 化を含む構造変化と、それに伴う電気通信市場の環境変化のスピードが速く、それに対応した規制・政策が必要である。

日本国政府としては、日本の事業者を含む全ての事業者に対する公平な参入機会及び予見可能性の確保と、透明で公正な規則及び政策の策定・実施が、電気通信分野における一層の技術革新、投資及び競争の促進につながるとともに、日米両国の消費者の利益の保護に資するものと考えている。

こうした観点から、日本国政府はこれまでの規制改革イニシアティブの下での対話において 米国政府に改善を求めてきたが、未だ米国側より十分な対応が得られていない。これに加え、 例えば携帯電話のさらなる普及やネットワークのIP化・ブロードバンド化・デジタル化など、 技術革新及び市場構造の変化がもたらす新たな課題に対し、オープンな参入機会を確保し、公 正な競争を促進するため、適切な対応を迅速に行う必要性は米国においてもますます高まって いると考える。

以上の認識に基づき、日本国政府は、米国政府に対し、以下を求める。

|1.外国事業者に対する差別的取扱いの撤廃又は改善

(1)外国通信事業者に対してのみ課される参入障壁や審査基準の見直し

(a) 電気通信業務を行うことを目的とする無線局免許に関する外資規制

米国は、連邦通信法第 310 条(b)(3)において、外国による無線局免許における直接投資については 20%以下とするとの規制を維持している。このため、例えば、日本の事業者が衛星を利用した米国との通信サービスを提供するにあたり、米国に設置された地球局の無線局免許を取得しようとしても不可能であり、柔軟なネットワーク構築が困難となっている。

また、外国による間接投資については、同条(b)(4)において、25%以下とするとの規制を維持しており、外国資本参入に関する米国連邦通信委員会 (FCC)規則 (1997 年 11 月 25 日、FCC97-398)において、WTO 加盟国からの投資は 25%を超える場合でも公共の利益にかなうとの反証可能な推定を行うとしているものの、未だ規制の撤廃の実現には至っていない。

米国政府は、第六回報告書においても、日本国政府に対し、コモンキャリアと非コモンキャリアの分類等に関して情報提供するとしているが、日本国政府は、規制そのものを撤廃することがより適切であると考えており、あらためて米国政府に対し、連邦通信法第 310 条に掲げられた電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局免許について、外国による直接投資

規制及び間接投資規制を撤廃することを求める。

(b) 外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

連邦通信法第 214 条及び第 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての審査基準 (1997年 11月 25日、FCC97-398、FCC97-399)のうち、「通商上の懸念」及び「外交政策」の基準は、電気通信政策とは別次元の理由に基づくものであり、かつ、基準自体が不明確なものである。にもかかわらず、この基準に基づき認証や免許付与の拒否が可能となっており、外国事業者等が米国市場に参入する際の重大な参入障壁になっている。また、「競争に対する非常に高い危険」という基準に該当する場合にも免許を付与しないことが可能となっているが、この基準も極めて曖昧なものであり、外国電気通信事業者の事業計画の予見可能性を損なうものである。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、この規制に関し以下の諸点を再度求める。

- (i)「通商上の懸念」及び「外交政策」という電気通信政策に関わらない事項に基づいた事前 審査基準を速やかに撤廃すること。
- (ii)「競争に対する非常に高い危険」という基準を撤廃すること。撤廃できない場合は、次善の策として、発動に当たっての運用基準を明確にし、公表すること。

(2)商用衛星に係る輸出許可及び技術支援協定等の処理手続

(a)輸出許可に係る迅速な手続及び透明性の確保

商用通信衛星の輸出許可について、米国政府が定める審査手続やその運用があいまいであり、標準処理期間の規定が公表されていないことから、衛星メーカーが自らのリスクで許可申請を行っており、部品の調達の遅れが製造工程に影響を与えるなど、商用衛星事業の予見可能性を阻害している。また、運用が予告なく変更されることがあり、その結果事業者が申請方法の変更等に迅速に対応できず、許可取得までの期間が長期化する事例も見られるところである。

これについて、第六回報告書において、米国政府は輸出許可の遅れを最小化し、透明性を最大化する努力を継続する旨述べているが、実態の改善は依然十分進んでいない。ついては、日本国政府は、あらためて米国政府に対し、輸出許可に係る手続や運用を公表するなど透明性を最大化する努力を継続するとともに、審査期間実績を検証するなどして、審査期間を可能な限り短縮化することを求める。

(b)技術支援協定(TAA)に係る迅速な手続及び透明性の確保

TAAについては、米国政府が定める開示基準や審査基準があいまいなため、衛星メーカーが自身のリスクで情報開示せず、その結果、本来申請不要な情報についても審査に持ち込む等の理由により、許可取得までに長期間を要している。また、衛星通信事業者が不可欠とする試験手順書や品質非適合調査書、組立や試験中に生じた不具合の記録等の情報が得られておらず、取得可能な技術情報量が十分とは言えない状況にある。さらに、審査により必要な情報が不開示となることによる不利益を緩和するための追加的な費用が必要となっている等、日本の衛星通信事業者の事業遂行上、将来にわたる懸念をもたらしている。

また、衛星の打上げに係る保険の契約にあたって必要となる保険 T A A についても、審査要員の不足や申請の輻輳等により、処理期間が長期化する傾向にあることから、事業者が保険会社からの技術照会に適切に対応することが困難となること等により、事業の円滑な推進が阻害されている。

ついては、日本国政府は、あらためて米国政府に対し、米国の法律、規則及び政策に従って、 手続の遅れを最小化し、TAAの審査について透明性を最大化する努力を継続するとともに、不 開示となる項目を必要最小限にすることを求める。

さらに、衛星メーカー等が畏縮効果により開示可能な情報まで開示しないことを防ぐため、 開示・非開示の検討の対象になると思われる情報については、米国政府が開示できる情報をで きるだけ特定・例示し、開示・非開示のガイドラインを作成する等の措置を早急に取ることを 求める。

(c)公正な調達条件の確保

日本国政府は、米国衛星通信事業者が衛星を購入する際、米国政府が課す情報開示規制のため入札関連文書の入手が遅れるなど、日本のメーカーが競争上不利な立場に置かれるのではないかとの懸念を有する。日本国政府は、あらためて米国政府に対し、衛星通信事業者の物品調達における公正な競争確保に配慮するよう求める。

(3)連邦政府からのローンにおけるローカル・コンテンツ条件

米国農務省地方公益サービス(RUS)が実施する電気通信設備に関するローンでは、その支出対象を米国または「適格国」の製品とするローカル・コンテンツ条件を課している。このような「適格国」の判断基準は不明確であり、当該ローンを受ける企業等の通信機器調達において公平性を欠く競争条件を課すものである。日本国政府は、米国政府に対し、ローカル・コン

テンツ条件を廃止し、RUS の電気通信設備に関するローンを受けた場合においても、通信システムが米国製である場合と日本製である場合とについて区別を設けず、公平な取扱いを確保することを求める。

2.市場競争を通じた消費者の選択の確保

(1) デジタルテレビ方式への変換過程における端末機器の競争市場

デジタルテレビへの変換を進めていく過程で、消費者の需要に即したサービスが提供される ためには、端末機器市場において新規参入と十分な競争が確保されることが特に重要である。

(a)連邦通信法第629条においては、多チャンネル・ビデオ番組の配信を受けるために利用するコンバーター・ボックス等の装置を、多チャンネル・ビデオ番組配信事業者の関連企業体ではない製造業者等から入手できることを保証することが規定されている。日本国政府は、あらためて米国政府に対し、デジタルテレビ方式への変換過程、及び連邦通信法改正過程においても、端末機器市場において消費者の利益が確保されるべく、引き続き当該規定を維持し、着実に執行するよう求める。

同時に、FCC が本年6月に行った第三回意見招請(FNPRM)(FCC07-120)に基づく 政策検討の過程において、双方向のセキュリティ機能の早期導入等、デジタルテレビ方式 の移行過程において端末機器市場における消費者の選択が確保されるための措置を検討す ることを求める。

(b)米国商務省国家電気通信情報庁(NTIA)が、2009年の地上波放送デジタル化完了に向けて実施予定のデジタルーアナログ変換装置に関するクーポンプログラムでは、当該クーポンにより消費者が購入できる製品、及びその流通と広報に関する情報が、十分な時間的猶予を持って開示されない場合、製品の開発期間等の関係から対象製品市場等における競争が公平性を欠く恐れがある。日本国政府は、米国政府に対し、当該市場への参加方法について、情報交換を実施するとともに、十分な時間的猶予を持ってこのような情報を開示することを要望する。

(2)高度情報通信インフラの整備に向けた政策課題

ブロードバンド通信サービスは企業や個人の活動の基盤となっているが、米国内においては、企業や個人が日常的に用いる高品質のデータ・グラフィックス及び映像を発信・受信できる高速ブロードバンド通信網が先進的な諸外国と比べると必ずしも普及しておらず、米国内における企業や個人の活動の柔軟性が損なわれる恐れがある。1996年通信法706条に基づき、米国政府は高度電気通信性能を合理的かつ時宜を得た方法で提供することを促進することと

していることを踏まえ、日本国政府は、米国政府に対し、市場競争を通じた高速ブロードバンド通信網普及のための政策及び措置について検討を行い、それらを早急に実施することを要望する。

(3)ネットワークの中立性

ネットワークの IP 化が進展することにより、サービス提供機能の分離が進み、特定のサービスのみを提供する等の新たなビジネス・モデルが登場してきている。また、映像・音声・データを一括して提供するトリプルプレーなど、ネットワークの管理からコンテンツやアプリケーションまでを一社で完結して提供するような垂直統合的なサービスが普及しつつある。こうした現状を踏まえ、日本国政府は、あらためて米国政府に対し、公正な競争を促進する観点から、例えばボトルネック設備を保有していることに伴う市場優位性を活用するなどのレイヤー横断的な独占力の行使により、消費者が不利益を被ることがないよう留意するよう求める。

とりわけ、FCC が採択した政策文書 (2005 年 8 月 5 日、FCC 05-151) にもある通り、消費者がどのブロードバンド・サービス・プロバイダからサービスを受けようとも、ネットワークに悪影響を与えない限り、(a)いかなる合法的端末機器も利用できること、(b)いかなる合法的な映像や音楽などのコンテンツにもアクセスできること、(c)いかなるアプリケーションも選択できること、を確保することを求める。

3.時宜を得た透明性の高い情報通信政策の推進

(1)政策決定過程

連邦通信委員会は、情報通信政策に関するパブリックコメント実施後の取扱いの予見可能性 を高めることにより、意見形成の透明性、意志決定の迅速性を確保し、米国で活動する企業の 予見可能性を確保するよう求める。

(2)ブロードバンド時代の規制改革

米国政府は、ブロードバンドの恩恵を消費者に行きわたらせ、ネットワークの IP 化など通信市場の構造変化に対応するため、競争政策の見直しをはじめ、様々な規制改革や新たな政策を実施・模索している。このような動きは、規制当局による現行連邦通信法の範囲内でのアンバンドル規則や新サービスへの規制の枠組みの改定・決定の取り組みと、立法府による連邦通信法改正の動きの双方を含むものと理解する。このような改革は適切に行われれば、広く消費者の利益に資すると考えるが、その過程で、あるいは結果として、競争、技術中立性、消費者の利益、参入の自由を阻害しないことが確保されることが重要であり、日本国政府は、あらた

めて米国政府に対し、以下の諸点を求める。

- (a) 米国は、他の主要国と異なり、連邦通信法において、「電気通信サービス」であれば回線開放義務、ユニバーサルサービス基金の負担、料金規制等の対象とし、「情報サービス」であればこれらの規制の対象外とする区分を行っているが、技術の発展に伴い当該サービスの区分があいまいになっている。例えば、ブロードバンド化・IP 化に伴い、IP 電話など新しいサービスが次々に登場しているが、これらのサービスについては、FCC が個別のサービス毎にどちらのサービス区分に当たるか、どのような規制の対象になるかの判断を行っているのが実情であり、サービス提供事業者の予見可能性が損なわれている。このような状況に関連して、日本国政府は、米国政府に対し、以下の諸点を求める。
 - (i)どのようなサービスがどちらのサービス区分に分類され、いかなる規制が課されるかに ついて首尾一貫した基準を示すこと。
 - (ii)連邦通信法が「電気通信サービス」と「情報サービス」の二分法を採用することにより、ボトルネック性や市場支配力の有無などに即した適切かつ合理的な規制の実施が損なわれることの無いよう確保すること。
 - (iii)現行の連邦通信法の枠組み下において(a)と(b)の双方の要望を同時に満たすことができない場合には、連邦通信法の改正の過程で現在のサービス区分の二分法の見直しを検討すること。

(3)アクセスチャージ

現在、米国には、接続事業者等によって、市内相互補償料金、州内アクセス・チャージ、州際アクセス・チャージの3つの異なる接続料が存在する。日本国政府は、あらためて米国政府に対し、現在行われているアクセス・チャージ制度の改革に係る規則制定に関する意見招請(NPRM)の手続を透明に行い、統一的事業者間精算制度を確立し、異なる接続料間の格差を解消することを求める。

また、統一的事業者間精算制度確立までの間においては、現行制度運用の透明性を確保するための措置を講ずることを求める。

特に州際アクセス・チャージについては、いわゆる「コールズ合意」の効力が継続しているのか不透明であり、現時点での州際アクセス・チャージの法的安定性が確保されていることを確認するよう求める。

(4)ユニバーサルサービス

米国のユニバーサルサービス制度については、同一地域において携帯電話事業者を含む複数の適格電気通信事業者を指定できるなどの理由により、支援額が増大し続けている。一方、拠出額は長距離固定電話の通信量(トラヒック)の減少等により減少基調にある。こうした近年の収支のアンバランスな傾向により、ユニバーサルサービス基金の財政状況が悪化し、基金の安定性及び維持可能性に対する疑念が米国関係者の間で増大している。

FCCは2006年6月21日ユニバーサルサービス制度の暫定的な見直しを行う規則を採択し、従来拠出対象ではなかったVoIPサービス事業者を拠出対象とするなど、ユニバーサルサービス基金の拠出原資を増やすための制度改正を行った。第6回報告書に報告されているように、高コスト地域に対するユニバーサルサービス補助金の拠出額の増加抑制のため、FCCは直ちに措置をとるという連邦・州ユニバーサルサービス合同委員会勧告に関連して、FCCは制度改正案を公表し意見募集を行った。しかし、依然としてFCCは、長期的に本制度の安定性及び維持可能性を確保するために、収益ベースの拠出方法に対する長期的な観点からの抜本的改革が今後更に必要であることを自認している。

このように本制度が不安定な状況にあることによって、米国において通信事業に関わる事業者の中長期的な事業予見可能性が損なわれていることについて日本国政府は引き続き懸念を抱いており、あらためて米国政府に対しユニバーサルサービス制度が安定的に維持運用されるよう、拠出や支出の在り方を含めた制度の見直し及び効率的運用に関する改善案の策定を求める。

4 . 国際ローミングの円滑化

現在、日本で販売される携帯電話端末の利用者が米国内でローミングサービスの提供を受けるためには米国の認証を取得する必要があり、米国への渡航者の増加に対応した多様な端末開発やサービス提供の障害となっている。

日本国政府は、米国政府に対し、米国の電波監理に支障を及ぼさない限りにおいて日本で販売される携帯電話端末の米国内への一時持込み及び使用を可能とするなど、国際ローミングの円滑化に向けたルール作り及びそのために必要な意見交換を実施することを要望する。

XVI.情報技術

インターネットの普及、デジタル技術の発展により生じている新たな課題に対しては、各国 の取組と国際的な取組を効果的に組み合わせて対応することが必要である。

米国は情報技術先進国であるが、著作権の保護の取組において、依然として不十分または不適切と考えられる点が見受けられるので、日本国政府は、米国政府に対し、こうした点を改善し、権利の確実な保護や制度の適切な執行を行うよう求める。また、情報技術の発達により著作物の円滑な利用が可能になった恩恵を損なうことなく、権利者と利用者の権利の均衡に十分に配慮した制度の構築とその執行を求める。

迷惑メール対策に対しては、日米両国が国際的な取組を率先して行っていく必要があることから、日本国政府は、米国政府に対し、この分野における一層緊密な協力を求める。

個別の要望は以下のとおりである。

1 . 著作権・著作隣接権分野における米国政府の法制

(1)著作権・著作隣接権の保護

インターネットの普及、デジタル技術の発展により、著作物が国境を超えて自由に流通するようになった現在、国際的に調和のとれた著作権・著作隣接権の保護が必要となっている。この状況に対応するため、現在、世界知的所有権機関(WIPO)等において、デジタル化・ネットワーク化時代に対応するための各種課題の検討が行われている。これらの議論の進展に資するよう、米国において必ずしも十分とは言いがたい以下の事項の保護を、明確かつ確実に、外国の権利者にとって不必要に複雑でない法制で与えることを引き続き求める。

(a) 生の音の実演の保護

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)14条及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WPPT)6条では生の音楽実演だけでなく生の音の実演一般を保護することを要求しているが、米国著作権法は生の実演のうち、生の音楽実演しか保護していない。米国政府は、米国著作権法で保護していない生の音の実演については、州法等により保護されているという立場であるが、全ての州法等を確認しないと保護の有無が確認できないという事態は透明性確保の観点からも好ましくない。従って、生の音楽実演だけでなく、生の音の実演一般について、関係条約が要求する保護を著作権法で明確に規定することを求める。

(b) 固定されていない著作物の保護

米国著作権法は非固定の著作物を保護しておらず、米国政府は、これは州法等により保護されるという立場であるが、全ての州法等を確認しないと保護の有無が確認できないという事態

は透明性確保の観点からも好ましくない。米国連邦憲法は連邦法による著作権の対象を固定物のみに限定しているが、非固定の著作物についても、米国著作権法 1101 条が生の(すなわち 非固定の)音楽実演を保護していることと同様に、無断利用行為に対する法的救済を規定することにより対応が可能であると考える。したがって、日本国政府は、米国政府に対し、非固定の著作物も著作権法で明確に保護することを引き続き求める。

(c) 著作者及び実演家の人格権の保護

米国の法令においては、著作者及び実演家の人格権を一般的に明確に保護する規定が存在しない。米国政府は、これら人格権は著作権法 106 A 条、ランハム法、契約法、慣習法等の組み合わせにより複合的に保護されるという立場であるが、実際に保護が確保できているかについて、疑義がある。特にランハム法については、人格権の保護の機能を持たないという判例が定着しつつあるため、同法が人格権を保護しているという米国政府の説明には問題がある。また、そもそも、複数の法令やコモンローで複合的に保護されるというような状況は、外国の権利者にとっては事実上利用不可能なほど複雑な法体系と言え、透明性の理念に反する。よって透明性の観点からも、人格権を著作権法で明確に保護することを引き続き求める。

(d) ビデオ・ゲームに係る貸与権の保護

著作権に関する世界知的所有権機関条約(WCT)7条やTRIPS11条は、コンピュータ・プログラムに関する貸与権の付与を要求しているが、米国著作権法は、109条(b)においてコンピュータ・プログラムの貸与権を規定しつつ、同条(b)(B)(ii)においてビデオ・ゲームに係るコンピュータ・プログラムを貸与権の対象から除外している。よって、米国著作権法において、ビデオ・ゲームについてもWCT7条及びTRIPS11条が要求する貸与権を付与することを引き続き求める。

(e)放送機関の権利の明確化

米国著作権法上、放送機関の権利については特に明記されておらず、TRIPS14条に規定されている放送機関による固定、複製等に係る権利についての取扱いが不明確である。また、放送機関に著作隣接権が付与されていないため、放送機関の保護が不十分となっている。放送コンテンツの海賊版の流通、違法アップロード等の国境を越えた権利侵害が多発する現状において、放送機関の権利を明確化することは、国内外の権利侵害対策の実効性を高めるというメリットもあることを踏まえ、放送機関に対する明確な権利の付与を求める。

<u>(2) デジタル化・ネットワーク化への</u>対応

インターネットの普及、デジタル技術の発展により発生した著作権侵害問題等、著作権をめ ぐる新たな課題への取組について、情報交換を積極的に行い、円滑な技術開発、消費者の利便 性に配慮しつつ、将来の著作権制度のあり方について両国間で探求及び検討することを求める。 特に以下の事項を求める。

(a)アクセス行為規制・複製行為規制における自由競争・互換性の確保

現在、米国では、アクセス行為規制及び複製行為規制のためのデジタル著作権管理技術 (DRM)について、米国著作権法 1201 条により保護が強化されているが、同条のアクセス行為 規制及び複製行為規制については、国際的な議論の進展状況に配慮しつつ、フェアユースのような権利侵害を構成しない著作物の利用だけではなく、自由競争やソフトウェア・ハードウェアの互換性 (interoperability) に対しても悪影響を与えないよう引き続き要望する。

(b) 著作物の円滑なオンライン利用を確保するための権利関係の見直し

米国政府は、著作物がオンライン上で利用される場合についても、複製権、上演権、頒布権等の組合せで著作権が保護されているという立場であるが、複数の権利の重畳適用により権利関係が複雑化し、円滑な利用が阻害されるおそれがある。よって、複数の権利が重畳的に適用される可能性を排除するなど、円滑な利用を確保・促進するための立法を含めた適切な措置を引き続き求める。

(c) 動画投稿サイトやピア・ツー・ピア等を通じた著作権侵害問題

日本のアニメ等の著作物が違法に複製され、米国の動画投稿サイトやピア・ツー・ピア等を通じ、インターネット上に多数流通している。米国内における著作物の違法な流通のために日本のコンテンツ産業が被っている被害は大きく、特に、米国の動画投稿サイトに対しては、日本の権利者団体等が違法著作物の削除要求を頻繁に行っているが、根本的な問題解決には程遠い状況にある。また、ピア・ツー・ピアを通じた著作権侵害については、高額の訴訟費用や訴訟手続の煩雑さが米国内において問題となっている。

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴うかかる著作権侵害問題は、日米両国に共通した大きな課題であることに鑑み、当該課題について日米間で情報交換を行っていくことを要望する。

2. SPAM対策

迷惑メールは、情報通信技術(ICT)分野における世界的な問題となっている。第6回報告書においても報告されているとおり、U.S. SAFE WEB 法を制定するなど米国政府が迷惑メールに対する多面的な取組を行っていることは承知しているが、米国は依然として、世界最大級の迷惑メール発信国であると認識している。

このため、日本国政府は、米国政府に対し、CAN-SPAM 法の厳正な執行や民間企業による 技術的な対策の支援、諸外国政府等との国際連携など、総合的な迷惑メール対策を一層推進す るとともに、迷惑メール問題の解決策について、引き続き両国間で探求及び検討を進めること を求める。

XVII. 医療機器·医薬品

近年、日本の医薬品・医療機器産業は積極的に海外展開を進めている。これに伴い、米国における関連規制の透明性を高め、その適正な実施を促すことが企業の重大な関心事項となっている。

また、米国政府が日本の企業及び業界団体との対話を行う十分な機会を設け、双方の意思の 疎通を図り、日本の企業が開発した医薬品や医療機器が米国市場に円滑に導入されることが、 米国の患者を含めた日米双方にとって有益であると確信する。

ついては、日本国政府は、米国政府に対し、以下を引き続き要望する。

1. 在米日本企業との定期会合

日本企業が米国において、医薬品・医療機器の承認審査を行う際には、企業と米国食品医薬品庁(FDA)が情報交換等を密にし、相互に理解し合うことがとりわけ重要であり、それは承認審査の迅速化及び円滑化に資するものである。

したがって、日本国政府はFDAに対し日本の製薬業界及び医療機器業界との間で、米国の 医療機器・医薬品の規制等に関する意見交換を行う継続的な機会や各種ガイダンス文書等を提 供すること、及び意見交換の場に専門の担当官が確実に出席する等の適切な対応を今後も継続 的に行うよう要望する。

|2.世界同時開発の推進

革新的医薬品・医療機器に係る開発・承認申請については、米国の医薬品・医療機器企業が 日本を後回しにして米国で先行させているため、結果的に日本国内の患者への提供が遅くなる、 いわゆるドラッグラグを生じている。

有効で安全な医薬品を迅速に提供するという観点から、日本国政府は世界同時開発を企業に呼びかけるとともに、ドラッグラグの解消に向けた種々の取り組みを行っているものの、依然としてドラッグラグが生じており、患者が受ける不利益については、日本国内では大きな問題として捉えられている。ドラッグラグが生じる原因として種々の問題があるものの、世界同時開発に係る日本国内の環境は、国際共同治験に関するガイドライン案の作成が進められることなどにより、近年大きく改善しつつある。

日本国政府は日本においてドラッグラグが発生しないためには、米国商務省からの米国企業への働きかけが重要と考えており、今後も米国商務省が奨励、推薦、指導等を継続的に実施することを要望する。